国別障害関連情報
マラウイ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
マラウイ共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 6
　2－1. 障害関連行政制度 6
　2－2. 障害関連法令・政策文書 10
　2－3. 障害関連施策 17
3. 国際条約及び国際協力等の実績 26
　3－1. CRPD 批准による対応状況 26
　3－2. マラケシュ条約実施状況 26
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 27
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 27
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 29
4.　障害関連団体の活動概況 33
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 33
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 35
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 37
6. 参考資料 42

図表目次

図 1 障害者の機能障害別の割合（5 歳以上）（2018）.....3
図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2018）.....4
図 3 障害者の性別の割合（5 歳以上）（2018）.....4
図 4 障害者の居住地域別の割合（5 歳以上）（2018）.....5

表 1 マラウイにおける障害関連担当機関.....6
表 2 地方における障害関連担当機関.....9
表 3 障害別・教育レベル別の特別な教育的ニーズのある児童・生徒数（人）.....19

略語表

CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DEC	District Executive Committees	県執行委員会
DIWA	Disabled Women in Africa	アフリカ女性障害者団体
DoDMA	Department of Disaster Management Affairs	災害管理局
FEDOMA	Federation of Disability Organization in Malawi	マラウイ障害者団体連盟
GDF	Global Disability Fund	グローバル障害基金
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HSSP	Health Sector Strategic Plan	保健分野戦略計画
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MACODA	Malawi Council for Disability Affairs	マラウイ障害者評議会
MAP	Malawi Against Physical Disabilities	マラウイ障害者対策
MIP-1	Malawi Vision 2063 First 10 Years Implementation Plan	国家開発計画 2063 第一次実施計画
MoGCDSW	Ministry of Gender, Community Development and Social Welfare	ジェンダー・地域開発・社会福祉省
NACCODI	National Advisory and Coordination Committee on Disability Issues	障害に関する国家諮問調整委員会
NDMS＆IP	National Disability Mainstreaming Strategy and Implementation Plan	国家障害主流化戦略・実施計画
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TEVET	Technical, Entrepreneurial and Vocational Education and Training	技術・起業・職業教育訓練
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Fund for Population Activities	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WCAG	Web Content Accessibility Guideline	ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	522.6 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.50 ％	2022 年
教育（対 GDP 比）	2.7 ％	2022 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	1.2 ％	2022 年

人口

総人口	21,655,286 人	2024 年
男性人口比率	48.8 ％	
女性人口比率	51.2 ％	
都市人口比率	17.3 ％	
農村人口比率	82.7 ％	
平均余命（全体）	67.3 歳	2023 年
男性	64.1 歳	
女性	70.5 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	21.4%	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	29.4 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	8 年	
義務教育年数[5]	8 年	
成人識字率（全体）	70.1 ％	2020 年
男性	78.6 ％	
女性	62.6 ％	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-8)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labor Organization。以下、「ILO」という。）ウェブサイト (https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-17))に基づく。
[4] マラウイの教育制度は、小学校（8 年間）、中学校（前期中等教育）（2 年間）、高校（後期中等教育）（2 年間）。6 歳から就学する。国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」という。）ウェブサイト（https://download.uis.unesco.org/SDG4/SDG4-Profile-Malawi.pdf (参照 2026-6-10)）に基づく。
[5] 初等教育第 8 学年まで授業料は無償。出所：UNESCO（2020）Universal Periodic Review 第 36 回セッション提出文書、https://uprdoc.ohchr.org/uprweb/downloadfile.aspx?filename=8032&file=EnglishTranslation(参照 2026-6-10)

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	139.0 %	2024 年
男子	137.3 %	
女子	140.7 %	
中等教育（総就学率）		
全体	36.6 %	2023 年
男子	36.0 %	
女子	37.2 %	
高等教育（総就学率）		
全体	2.7 %	2022 年
男子	3.2 %	
女子	2.2 %	

雇用

失業率（全体）	5.0 %	2024 年
男性	4.2 %	
女性	6.0 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

マラウイ共和国（以下、「マラウイ」と記す。）では、2024 年に成立した障害者法（Persons with Disabilities Act。以下、「新障害者法」という。）において、障害を「長期的な身体的、精神的、心理社会的、知的、神経的、発達性またはその他の感覚的な機能障害であって、これらの機能障害が環境的・社会的障壁と相互に作用することにより、社会生活への完全かつ効果的な参加を妨げるもの」と定義している。2012 年策定の障害法（Disability Act。以下、「旧障害法」と記す。）の定義[6]に対し、新障害者法では単に「機能障害がある」という医学的観点にとどまらないとする「社会・人権アプローチ」を採用しており、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の定義と整合している[7]。

1－2－2. 障害に関する統計

マラウイの最新の国勢調査は2018年の調査（2018 Malawi Population and Housing Census）

[6] 旧障害法では障害を「長期的な身体的、精神的（mental）、知的、感覚的な機能障害であって、様々な障害との相互作用により、他の人と対等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるおそれがあるもの」と定義している。出所：Government of Malawi (2012) *Disability Act (Act No. 10 of 2012; Chapter 33:06).* https://media.malawilii.org/media/legislation/11983/source_file/034281847c6a33c3/2012-8.pdf（参照 2026-2-28）

[7] UNICEF (2025) *Disability Budget Brief Malawi 2025/26,* https://www.unicef.org/malawi/media/12826/file/2025-26%20Disability%20Budget%20Brief.pdf.pdf （参照 2026-1-27)

であり、障害に関する項目では障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用された。同調査では、人口におけるアルビノの割合についても情報収集を行っている[8]。

障害者数(5 歳以上)[9][10]	1,556,670 人	全人口の 10.4%	2018 年
男性	701,484 人		
女性	855,186 人		

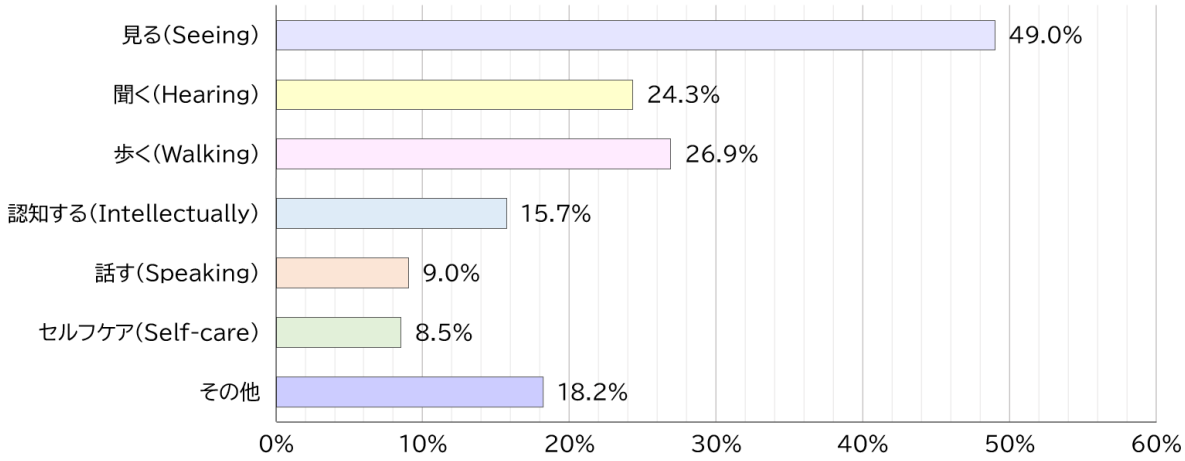


図 1 障害者の機能障害別の割合[11](5 歳以上)(2018)

最も高いのは「見る」で 49.0%であり、次いで「歩く」が 26.9%、「聞く」が 24.3%である。「その他」は 18.2%、「認知する」は 15.7%である。一方、「話す」は 9.0%、「セルフケア」は 8.5%と比較的低い割合である。

出所:National Statistical Office (2020)を基に調査チームが作成

[8] National Statistical Office (2019) *2018 Malawi Population and Housing Census*

[9] 少なくとも 1 種類の障害がある障害者の数。

[10] National Statistical Office (2020) *2018 Malawi Population and Housing, Census -Disability Report https://www.nsomalawi.mw/census/2018* (参照 2026-1-27)

[11] 障害者全体に占める割合。

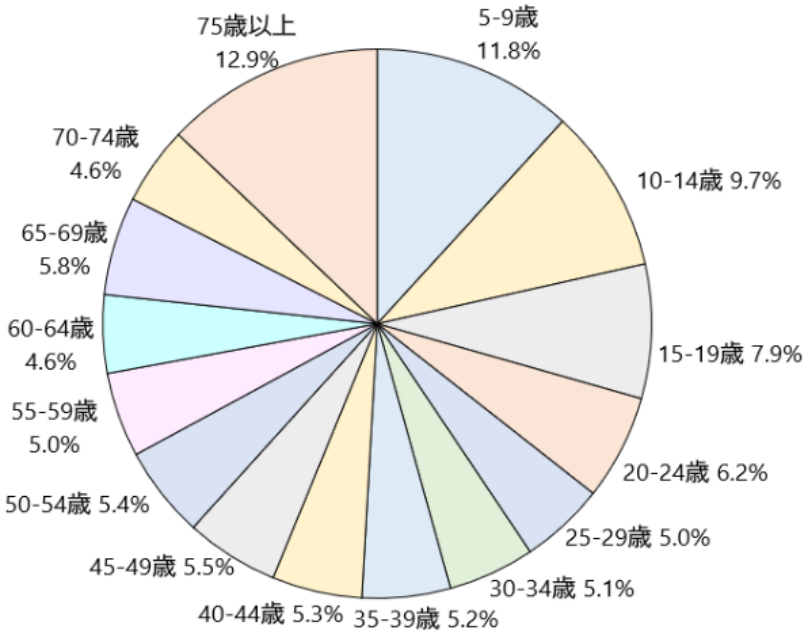


図 2 障害者の年齢別割合[12]（5 歳以上）（2018）

75 歳が 12.9%と最も高い割合を占めている。次いで 5-9 歳以上が 11.8%、10～14 歳が 9.7%、15～19 歳が 7.9%、20～24 歳が 6.2%となっている。一方、70-74 歳及び 60-64 歳は 4.6%と最も低い。

出所：National Statistical Office (2020) を基に調査チームが作成

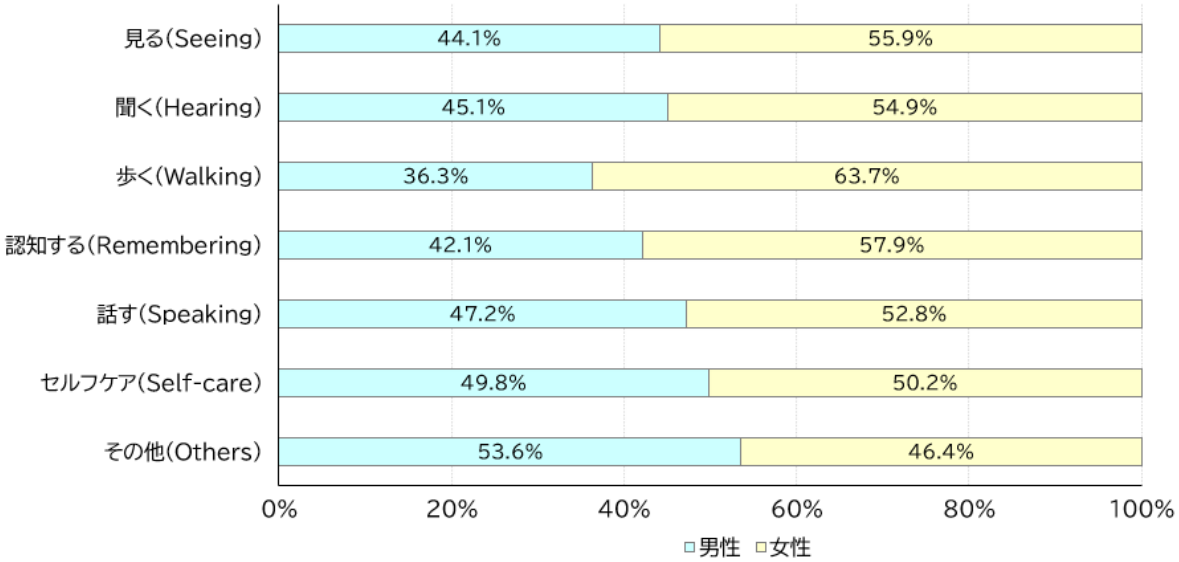


図 3 障害者の性別の割合[13]（5 歳以上）（2018）

女性は「見る 55.9%」「聞く 54.9%」「歩く 63.7%」「認知する 57.9%」「話す 52.8%」「セルフケア 50.2%」で男性より高い。男性は「その他 53.6%」で女性より高い。

出所：National Statistical Office (2020)を基に調査チームが作成

[12] 各機能障害がある人の総数を分母としている。
[13] 同上。

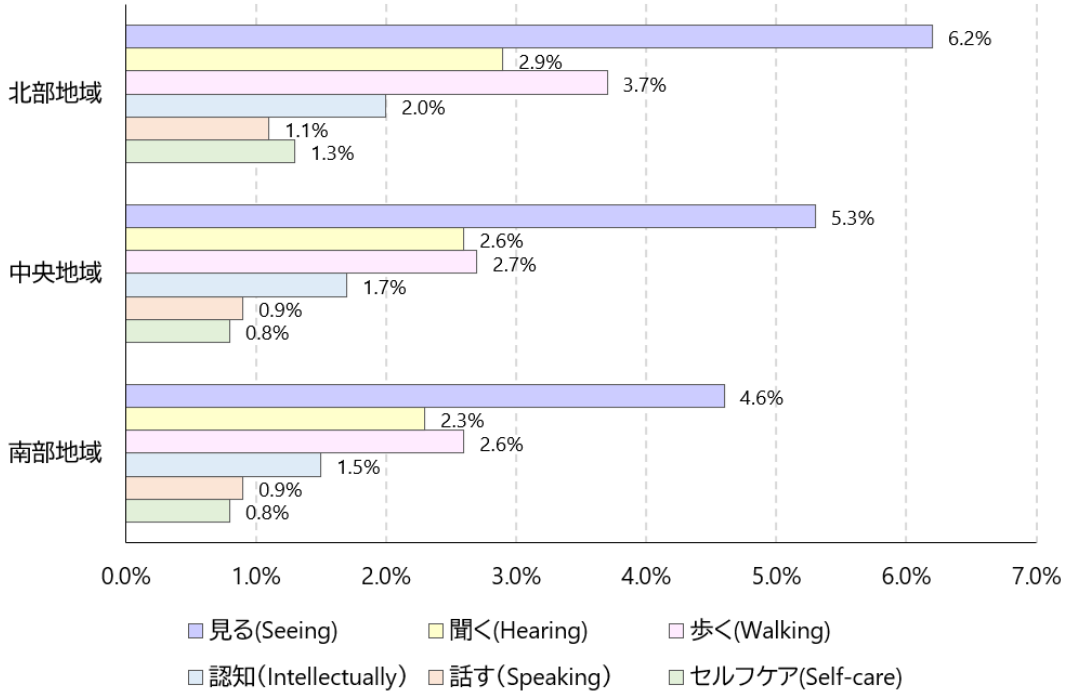


図 4 障害者の居住地域別の割合(5 歳以上)(2018)

いずれの地域でも「見る」が最も高く、北部 6.2%、中央 5.3%、南部 4.6%である。次いで「歩く」は北部 3.7%、中央 2.7%、南部 2.6%、「聞く」は北部 2.9%、中央 2.6%、南部 2.3%である。「認知する」は北部 2.0%、中央 1.7%、南部 1.5%であり、「話す」および「セルフケア」はいずれの地域でも 1%前後と低い水準である。

出所:National Statistical Office (2020)及び National Statistical Office(2019)を基に調査チームが作成[14]

[14] マラウイは北部・中部・南部の 3 地域に分かれており、各地域に含まれる県は以下のとおり。
北部:チティパ県、カロンガ県、ルンピ県、ムジンバ県、カタベイ県、リコマ県
中部:カスング県、ンチシ県、ドーワ県、ムチンジ県、コタコタ県、サリマ県、リロングウェ県、デッザ県、ンチェウ県
南部:マンゴチ県、バラカ県、ブランタイヤ県、マチンガ県、ゾンバ県、チラズル県、ムワンザ県、チョロ県、ムランジェ県、パロンベ県、チクワワ県、ンサンジェ県、ネノ県

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

障害関連行政の主管省庁はジェンダー・地域開発・社会福祉省[15]（Ministry of Gender, Community Development and Social Welfare。以下、「MoGCDSW」という。）であり、政策の調整・実装、各省庁・関係機関との調整、啓発等を行う[16]。新障害者法（2024）では、マラウイ障害者評議会（Malawi Council for Disability Affairs。以下、「MACODA」という。）が新たに設置され、障害者権利の保護・促進、法の実施管理、データベース管理や支援登録等を担う。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 マラウイにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	ジェンダー・地域開発・社会福祉省（Ministry of Gender, Community Development and Social Welfare: MoGCDSW）	障害者の権利に関する国家政策、戦略、法令（障害者法など）の策定、実施、監視を主導する役割を担う。また、MACODA と障害信託基金[17]を監督し、CRPD 及び国内法が確実に遵守されるように取り組む。さらに、全省庁における障害者の主流化を調整し、保健、教育、雇用、社会保障の分野において、障害者を包摂する計画が策定・実施されるよう努める。加えて、障害者手当、支援機器、リハビリテーションサービスなど、障害者向けの社会保障プログラムも提供するとともに、地域に根ざしたリハビリテーション[18]の取組を支援し、障害者の権利と差別禁止に関する啓発キャンペーンを主導している[19]。なお、2025 年のムタリカ政権発足後、ジェンダー・子ども・障害・社会福祉省（Ministry of Gender, Children, Disability and Social Welfare）へ名称が変更された[20]。
2	教育科学技術省（Ministry of Education Science	インクルーシブ教育政策の主要責任機関であり、全国の教育機関への方針設定・リソース配分、教員研修、カリキュラム改善などを担当する。動画教材・ラジオ講座など、視覚・聴覚に

[15] ジェンダー・子ども・障害・社会福祉省(Ministry of Gender, Children, Disability and Social Welfare)から 2020 年に省庁名が変更となった。

[16] Global Disability Fund (GDF) (2025) *Situational Analysis on the Rights of Persons with Disabilities in Malawi,* https://malawi.un.org/sites/default/files/2025-11/SitAn-Malawi-Full-Report%20%28Final%29.pdf (参照 2026-2-18)
Global Disability Fund。以下、「GDF」という。「障害者の権利に関する国連パートナーシップ（The United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities：UNPRPD）」より改称。CRPD の実施を加速させるための、国連、政府、OPD、市民社会が連携するグローバルなマルチパートナー信託基金で、UNDP が技術事務局を務め ILO、UNICEF、WHO など多くの国連機関が参加している。

[17] 障害プログラムや関連サービスの実施を目的とした基金

[18] Community Based Rehabilitation。以下、「CBR」という。

[19] GDF (2025)

[20] https://www.malawi.gov.mw/index.php/component/content/article/79-blog/284-press-release-official-appointments?Itemid=437 (参照 2026-8-20)

	and Technology）	障害のある子ども向けの学習支援プログラムも実施している。同省内に特別支援教育局（Special Needs Education Directorate）を設置し、教育における障害の主流化を担当している[21]。
3	保健省 （Ministry of Health and Population）	国家レベルで保健全般の政策・戦略を統括し、障害者も含む国民全体の健康アクセス強化を図る。障害政策における「健康・保健へのアクセス」について障害担当省（MoGCDSW）・地方保健局、開発パートナーと共同で実装を進めている。主な取組は、障害者が公平かつ経済的負担なく保健サービスを受けられる体制の強化、保健関係者に対する障害に関する研修・能力強化の促進、医療機関におけるインクルーシブなサービス提供の制度化・標準化、専門センターの整備（例：精神障害、てんかん、アルビノ等）[22]。なお、2025年のムタリカ政権発足後、正式名称は保健・衛生省（Ministry of Health and Sanitation）へ変更された[23]。
4	労働省 （Ministry of Labour）	インクルーシブな労働政策の策定と実施を担当する。障害のある青年や成人を対象とした技能開発プログラムを支援し、技術・職業教育訓練機関を監督して、アクセシビリティと包摂性を確保する。また、労働関連法（雇用法、労働関係法など）の見直しを支援し、CRPDとの整合性を確保する。なお、2025年のムタリカ政権発足後、正式名称は労働・技能・革新省（Ministry of Labour, Skills and Innovation）へ変更された[24]。
5	運輸・公共事業省 （Ministry Transport and Public Works）	交通ターミナル、政府機関、インフラ事業など、アクセシブルな公共建築物・施設の設計と建設を監督する。また、マラウイ規格局（Malawi Bureau of Standards）及び建築局（Department of Buildings）と協力して、アクセシビリティ基準を遵守している。
6	情報デジタル化省 (Ministry of Information and Digitalization)	政府のウェブサイト、電子サービス、アプリケーションがウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（Web Content Accessibility Guidelines: WCAG）などのアクセシビリティ基準に準拠していることを保障する責任を負う。同省は、国のデ

[21] UNESCO Global Education Monitoring Report. (n.d.). *Malawi: Inclusion. Education Profiles*. https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/malawi/~inclusion （参照 2026-2-20）
[22] Ministry of Gender, Community Development and Social Welfare (MoGCDSW), Government of Malawi (2025) *National Disability Policy 2025*
[23] https://www.malawi.gov.mw/index.php/component/content/article/79-blog/284-press-release-official-appointments?Itemid=437 (参照 2026-8-20)
[24] *Ibid.*

		ジタルプラットフォームにアクセシブルな形式（スクリーンリーダー対応、音声、拡大文字、点字対応コンテンツ）を統合し、公共放送の基準を監督して、手話、字幕、点字資料などの障害者に配慮したコミュニケーションツールが利用可能であることを保障する。なお、2025年のムタリカ政権発足後、正式名称は情報コミュニケーション技術省（Ministry of Information and Communications Technology）へ変更された[25]。
7	地方自治・文化・統一省 （Ministry of Local Government, Culture and Unity）	地方自治体による国家障害主流化戦略・実施計画[26]の実施状況を監視し、村落開発委員会（Village Development Committees）及び県執行委員会[27]が障害配慮を地方の意思決定に反映しているかを監督する。なお、2025年のムタリカ政権発足後、正式名称は地方自治・農村開発省（Ministry of Local Government and Rural Development）へ変更された[28]。
8	マラウイ障害者評議会 （Malawi Council for Disability Affairs：MACODA）	マラウイにおける障害者の権利保護と支援を担う法定機関（評議会）であり、新障害者法に基づき設置された[29]。障害者の基本的権利と自由を保護・促進し、障害インクルーシブな社会の実現を目指す。主な役割・機能は、権利保護・法の執行支援、障害者や障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）、障害者支援団体の登録、障害信託基金の管理・運用、障害者に対するリハビリテーションサービスや教育、エンパワメント、生計や社会包摂の分野のサービス提供[30]。

出所：第一次・第二次統合定期報告書[31]、GDF（2025）、MACODA ウェブサイト等を基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況

委員会名称	障害に関する国家諮問調整委員会 （The National Advisory and Coordination Committee on Disability Issues。以下、「NACCODI」という。）
委員会メンバー	全主要省庁、障害担当省（MoGCDSW）、関連機関・パートナーが含まれる。議長を官邸（President's Office）の内閣事務局長（Chief Secretary）が務め、政府全体を代表する立場で運営する[32]。

[25] *Ibid.*
[26] National Disability Mainstreaming Strategy and Implementation Plan。以下、「NDMS＆IP」という。
[27] District Executive Committees。以下、「DEC」という。
[28] https://www.malawi.gov.mw/index.php/component/content/article/79-blog/284-press-release-official-appointments?Itemid=437 (参照 2026-8-20)
[29] 旧障害者評議会（Malawi Council for the Handicapped：MACOHA）に代わって設置された。
[30] https://macoda.mw/public/about (参照 2026-2-18)
[31] 2019 年にマラウイ政府が障害者権利委員会へ提出。以下、「政府報告」と記す。
[32] UNICEF (2020) *A Situation Analysis of Children with Disabilities in Malawi*

役割[33]	障害者に関するすべての主要ステークホルダーが政府省庁等の報告を受け、議論・検討するための場として、旧障害法で設置が規定された。主な機能・役割は、政府省庁間の調整と諮問、政策立案・法令改善への助言、実施・モニタリング・評価のフォーラム、資金配分・予算への反映。政府主要省庁の事務次官級（Principal Secretaries）が主要メンバーであり、開発パートナーや OPD の代表も参加する[34]。NACCODI の実務的な専門協議体として下記が設置されている[35]。 ・ 国家障害主流化技術作業部会（National Technical Working Group on Disability Mainstreaming）：NACCODI に政策や資源配分に関する助言を行う専門作業部会（省庁・市民社会・開発パートナー等） ・ 障害主流化セクター作業部会（Sector Working Groups on Disability Mainstreaming）：教育・保健・雇用など各セクターで障害主流化を進めるための実務群 ・ 県障害主流化モニタリング評価委員会（District Disability Mainstreaming, Monitoring & Evaluation Committees）：県レベルで障害施策を実装・評価する委員会（地域行政との連携）

【地方政府行政】

マラウイは地方分権を基本方針とし、中央政府から地方政府へ権限とサービス提供を段階的に移譲している。行政区分は、全土が 3 地域（北部、中部、南部）[36]と、35 の地方議会（28 県議会、4 都市議会、2 市（municipal）議会、1 町（town）議会）に分かれている[37]。

表 2 地方における障害関連担当機関

機関名	概要
地方議会 （District / City/Municipal/Town Councils）	地方議会は各地方における社会福祉を含めた各種基礎的公共サービスの実施主体。地方議会の各局長や非政府組織[38]、他省庁で構成される DEC（県執行委員会）[39]が障害関連プログラムの実施を調整する[40]。2018 年に制定された国家障害主流化戦略・実施計画[41]では、障害政策を「すべての地方計画やプログラムに組み込むこと」を地方議会の役割として明示している[42]。2025 年の国家障害政策の実施計

[33] NACCODI の実施状況については情報が確認できなかった。
[34] UNICEF (2020)
GDF (2025)
[36] 地方議会は存在せず、調整・統計・政治的区分が主な目的。
[37] Commonwealth Local Government Forum (2018) *The local government system in Malawi*. CLGF.
https://www.clgf.org.uk/default/assets/File/Country_profiles/Malawi.pdf （参照 2026-1-20）
[38] Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。
[39] 県内で活動する障害者の代表団体が委員として参加する。出所：UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023b) *Replies of Malawi to the list of issues in relation to its combined initial and second reports* 及び
https://participedia.net/case/4996 （参照 2026-1-20）
[40] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023b)
[41] 2-2 参照。
[42] Government of Malawi (2018) *National Disability Mainstreaming Strategy and Implementation Plan (NDMS&IP)2018-2023*
https://www.rodra.co.za/images/countries/malawi/policies/National%20Disability%20Mainstreaming%20Strategy_FINAL

	画では、県議会は国家レベルの実施機関や委員会とともに、以下の項目の責任機関としている[43]。 ・　地域に根ざしたインクルーシブ開発の拡大 ・　インクルーシブ教育に基づく能力開発の実施 ・　障害のある若者の就労・雇用の仕組みの構築 ・　障害者、特に社会的に疎外された障害のある人々の雇用における合理的配慮の促進 ・　社会保障プログラムにおける障害者の認知の促進 ・　障害者のための社会保障制度の構築 ・　災害リスク軽減・管理プログラムにおける障害の主流化 ・　障害者とその家族の司法アクセスの促進、司法制度に関わる職員の能力開発、不正義の被害者を支援する仕組みの構築 ・　障害に応じた支援付き意思決定制度の開発・設計 ・　障害のある人々の法的代理を促進する制度の構築 ・　裁判所及び拘置所における合理的配慮に関するガイドラインの策定 ・　障害のある人々の法の下での平等の促進 ・　アドボカシー活動において、障害者運動、ネットワーク、組織、組織の設立と強化の促進 なお、地方議会の議員は選挙で選ばれ、議員が地域の特別な利益団体を代表する 5 人のメンバーを任命する。この利益団体には OPD の代表が含まれることもある[44]。
地域開発委員会（Area Development Committees）・村落開発委員会（Village Development Committees）	コミュニティレベルでは、これらの委員会が障害者の権利を実現するための活動の実施を調整する責任を負う。これらの委員会には障害者が委員として参加することになっているが、すべての地域で障害者が委員として参加しているわけではない[45]。

2－2. 障害関連法令・政策文書

マラウイ憲法（1994 年制定）には、すべての人に基本的人権・自由が保障されることが明記されており、平等保護条項において障害は差別の禁止対象となる属性に含まれ、障害に基づく差別は違憲とされている[46]。障害関連の法令は以下のとおりである。

法律名	障害者法（Persons with Disabilities Act）
施行年	2024 年

%20AND%20PRINTED-2.pdf (参照 2026-1-20)

[43] MoGCDSW, Government of Malawi (2025)

[44] Commonwealth Local Government Forum (2018)

[45] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023b)

[46] A. C. Munthali (2011) *Situation Analysis of Persons with Disabilities in Malawi*

概要	障害者の基本的権利・自由の保護・促進を明文化する包括的な法律。旧法（Handicapped Persons Act（1971）及び Disability Act（2012））に代わる新法として制定された、CRPD に沿った最新の国内法枠組[47]。教育訓練・医療・リハビリテーション・就労など、社会生活の複数分野での差別の禁止や合理的配慮の実施を推進している[48]。

その他の分野ごとに障害者の権利や保護について定めた法令は以下のものがある。なお、教育法や保健法には障害者を対象にした明示的な条文（インクルーシブ教育や障害者医療権利規定など）は含まれておらず、新障害者法による規定が各分野で障害者の権利を明文化した主要な法的根拠となっている。

法律名	雇用法（Employment Act）
施行年	2000 年（以後改正あり）
概要	すべての労働者に共通する最低基準を定める一般労働法。障害者に特化した法律ではないが、採用要件、解雇の正当性、差別禁止、同一賃金の条文では差別を禁止する属性の一つとして障害が含まれている[49]。また、障害者を含む不利な立場にあるグループのための積極的是正を奨励している[50]。労働安全・健康における合理的配慮の提供義務については明記されておらず、新障害者法で初めて明確化されており、障害者雇用では新障害者法が優先的に適用される[51]。

政策名	児童福祉・保護・司法法（Child Care, Protection and Justice Act）
施行年	2010 年
概要	子どものケア（養育）、保護、司法対応を総合的に定める法律。虐待・放置・搾取・危険行為からの保護、家族・地域による育成・福祉、並びに子どもに関する司法制度（刑事手続き・少年裁判所制度）を包括的に整理している。障害のある子どもに関して、地方自治体が区域内の障害のある子どもの支援目的で登録する義務（第 72 条）、子ども司法裁判所の手続において審理・審判を行う際に障害のある子どもに必要な支援を提供する義務（第 145 条）が明文化されている[52]。

[47] https://macoda.mw/public/media/news_details/pZhGhdMuKm6Q4wMd9wKppzwPvF3rN1nH7　(参照 2026-1-27)

[48] MoGCDSW, Government of Malawi (2025)

[49] Government of Malawi (2000) *Employment Act (Chapter 55:01)*。雇用における障害差別の禁止は障害者法（2012）で規定された。

[50] 同上。雇用割当制度自体については同法内に記載はない。

[51] MoGCDSW, Government of Malawi (2025)

[52] Government of Malawi (2010) *Child Care, Protection and Justice Act*

政策名	職業教育訓練法（Technical, Entrepreneurial and Vocational Education and Training Act）
施行年	1999 年（改訂分を含めた最新版は 2014 年に策定）
概要	技術・起業・職業教育訓練（Technical, Entrepreneurial and Vocational Education and Training。以下、「TEVET」という。）の促進と体系化・調整を目的として制定されており、技能形成・就業機会創出・経済成長支援を図る枠組を規定する。マラウイ TEVET 統括機関の設立とその理事会及び運営枠組を規定している。理事会の構成員には障害者の代表を一人含める義務が規定されている[53]。

手話言語関連法令については、上記新障害者法で規定されている。旧障害法はマラウイ手話を聴覚障害者のための国語として開発し、公用語として認定することを政府の義務として規定した。新障害者法では情報を一般に公表する者は、障害者が利用できる形式（手話、点字、補助的コミュニケーション、その他の障害者が利用できるコミュニケーションの方法・形式）で情報を公表しなければならないと定めている。

バリアフリー関連法令・規則についても新障害者法が規定している。旧障害法で障害者が利用するすべての公共施設・建築物等についてバリアフリーを実現するための措置を政府の責務としており、新障害者法では一般市民が利用する施設や建物の所有者は新法施行後 5 年以内にユニバーサルデザインの基準に適合するように建物を改造しなければならないこと等を定めている。

障害者政策

政策名	2025 年国家障害政策（National Disability Policy 2025）
施行年	2025 年
概要	2025 年にマラウイ政府（MoGCDSW）が公式に採択・発表した最新の国家障害政策。障害者が積極的に国家開発に貢献し、かつその恩恵を享受できるインクルーシブな社会を政策目標として掲げている。主に期待される成果は、以下の 7 点である[54]。 1) サービス・機会への公平なアクセスの拡大 2) 障害者による自立生活を達成するための支援技術と合理的配慮へのアクセス改善 3) 障害者の権利促進のための介入を開発、実施、モニタリングするた

[53] Government of Malawi (2014) *Malawi Technical, Entrepreneurial and Vocational Education and Training Act (Commenced on 1 July 1999)*, https://malawilii.org/akn/mw/act/1999/6/eng%402014-12-31 (参照 2026-2-20)
[54] Ministry of Gender, Community Development and Social Welfare (MoGCDSW) Government of Malawi (2025)

	めの政府機関・地方自治体等の能力強化 4) 障害者と家族のレジリエンスや災害対応メカニズム向上の強化 5) 障害者と家族に対する社会的態度の改善 6) 政策とプログラム作成のための障害関連情報の強化 7) 障害者、特にアルビノに対する残虐行為の発生の減少

政策名	国家障害者機会均等政策（National Policy on Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities)
施行年	2006 年
概要	マラウイ政府（当時の障害者・高齢者省）が採択した初の包括的障害政策であり、障害者が不平等な社会参加状態を脱却し、平等な機会と権利を享受することを国家戦略の中心に据えたもの。後に新障害者法や NDMS＆IP、2025 年国家障害政策の基礎となった。「障害者が社会のあらゆる面で平等な機会を持ち、尊厳ある生活を実現し、社会参加を行えるようにすること」を最終目標とし、障害者の権利・機会均等・社会参加・生活向上を重視し、包摂（社会参加の促進）、人権をベースとしたアプローチ、差別撤廃・障壁削減、障害者の多様性の認知を理念とする[55]。
政策名	国家障害主流化戦略・実施計画（NDMS＆IP）2018-2023
施行年	2018 年
概要	これまで、障害は人権と開発問題として政府の開発アジェンダにおいて優先されてこなかったが、マラウイ成長開発戦略III（2017-2022）において障害者のエンパワメントが優先分野の一つに含まれた。したがって、NDMS＆IPはすべてのレベルにおいて障害インクルーシブな開発を促進するために、包括的なセクター横断計画の実施を擁護することによって、主要な開発戦略の課題に対応するために策定された。本戦略・計画では、以下の6つの優先分野を定め、これまでの達成状況、課題、戦略的目標、中期的に達成すべき成果、戦略が記載されている[56]。主管省庁はMoGCDSW。 1) 保健サービスへのアクセス 2) 教育へのアクセス 3) 生計手段へのアクセス 4) エンパワメント 5) 社会包摂 6) 分野横断的な課題：ジェンダー、アクセシビリティ、研究、HIV/エイズ、障害のある子どもと青少年、気候変動と防災

[55] https://rodra.co.za/malawi-docs/22-countries/malawi/62-malawi-updated-country-report (参照 2026-2-20)
[56] Government of Malawi (2018)

政策名	Malawi Vision 2063 及び第一次実施計画（First 10 Years Implementation Plan 2021-2030[57]）
施行年	2021 年
概要	マラウイ政府が策定した最長期の国家開発計画で、社会・経済のインクルーシブな発展を目指すロードマップ。主に農業、工業、都市化を三本柱とし、2063 年までに豊かで自立した工業化国家を実現することを目標に掲げる。包摂を国の将来像とし、貧困・教育・社会保護などすべての国民が恩恵を受けることを含む成長モデルを標榜する。MIP-1 は、Malawi Vision 2063 の最初の 10 年間の実装計画（2021–2030）であり、2030 年に持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）の多くを達成し、下位中所得国への移行を目標とする[58]。MIP-1 では障害者を脆弱なグループとして取り上げ、脆弱層の人権ベースの支援戦略を含んでいる[59]。計画実施の監視は国家計画委員会（National Planning Commission）が担う。

政策名	2024-2029 年国家社会保障政策（National Social Protection Policy）
施行年	2025 年
概要	マラウイ政府の社会保障の包括的枠組政策であり、貧困と脆弱性の低減を目標とし、2012 年の国家社会保障政策を置き換え、2024–2029 年の 5 年間のロードマップとして策定された。主な狙いは、貧困やリスクに脆弱な人々への支援の体系化・拡充、ライフサイクルを通じた保護と支援の提供、社会保障制度の調整・統合・効果的な実施の推進[60]。基本概念の一つに平等と障害を含む脆弱層の社会包摂を挙げており、障害者の社会包摂のための戦略として、①社会保障プログラム及びプロジェクトにおける障害者の包摂性の向上、②障害者世帯の社会保障支援へのアクセス促進、③社会保障における障害者包摂型プログラム推進、の 3 点を挙げている[61]。主管省庁は財務経済省。

政策名	国家教育政策（National Education Policy）
施行年	2016 年
概要	マラウイの教育全般を統括する国家教育政策で、義務教育・カリキュラム・

[57] 以下、「MIP-1」という。
[58] https://malawi.un.org/sites/default/files/2024-05/United%20Nations%20Sustainable%20Development%20Cooperation%20Framework%20for%20Mala%C5%B5i.pdf (参照 2026-2-20)
[59] MoGCDSW, Government of Malawi (2025)
[60] https://www.unicef.org/malawi/documents/national-social-protection-policy-2024-2029 (参照 2026-2-18)
[61] Ministry of Finance and Economic Affairs, Government of Malawi (2025) *National Social Protection Policy 2024-2029*

	アクセスの方針を示す基本政策。教育システムがすべての児童・生徒に開かれており、「障害のある学習者の教育へのアクセスと平等な機会を確保する」ことが言及されている。初等・中等・高等レベルでのインクルーシブ教育の実施・拡大、高等教育機関で障害のある学生に対する十分な支援を行うための能力強化と施設整備などが目標として定められている[62]。主管省庁は教育科学技術省。

政策名	国家インクルーシブ教育戦略（National Inclusive Education Strategy 2017-2021）
施行年	2017 年
概要	教育科学技術省が策定した教育分野のインクルーシブ化のための国家戦略。多様なニーズを持つ学習者が教育参加・学習において公平かつ質の高い教育の機会を享受できるようにし、学習の参加・出席・継続・達成を妨げる障壁を取り除き、インクルーシブな教育環境を整えることを目標とする。優先分野として、1）インクルーシブ教育のためのキャパシティ、2）インクルーシブ教育のためのガバナンスと管理、3）ニーズのある児童・生徒の特定と評価、4）インクルーシブ教育管理情報システム、5）教員教育とモチベーション、6）インクルーシブ教育のためのパートナーシップ、7）指導と学習のための環境整備、8）インクルーシブ教育の資金調達、の 8 項目を掲げており、各項目の目標と戦略、担当省庁・団体と実施期間を規定している。多様なニーズの一つとして障害者のニーズに対応する教育・学習環境の改善に取り組むことが盛り込まれている[63]。本戦略の中で年度ごとに各成果目標の達成に必要な予算額を示しているが、政府予算において障害のある児童・生徒の支援のための特別な予算項目は作成されていない[64]。主管省庁は教育科学技術省。

政策名	国家教育セクター投資計画（National Education Sector Investment Plan 2020–2030)
施行年	2020 年
概要	マラウイ政府が教育政策の実施計画として策定した、教育セクター全体の長期戦略計画。幼児教育から高等教育までを含む包括的な計画。戦略的枠組の中で、「人種、民族、性別、宗教、障害、その他の差別的特徴に関係な

[62] Ministry of Education, Science and Technology, Government of Malawi (2016) *National Education Policy*
[63] Ministry of Education Science and Technology, Government of Malawi (2016) *National Strategy on Inclusive Education 2017-2021*, https://www.readkong.com/page/national-strategy-on-inclusive-education-2017-2021-3682232（参照 2026-2-20）
[64] UNICEF (2019) *2018/2019 Education Budget Brief -Towards Improved Education for all in Malawi*

	く、マラウイのすべての人々の教育を促進する」ことを目指し、インクルーシブ教育の推進と障害者のアクセスを考慮した施設の改善が計画されている[65]。主管省庁は教育科学技術省。

政策名	国家保健政策（National Health Policy）
施行年	2017 年
概要	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage。以下、「UHC」という。）の達成を目標とする包括的保健政策。UHC の対象には障害者を含む脆弱なグループの人々を含むことが明記されている。同政策では、以下の主要目的・戦略方向を示している[66]。主管省庁は保健省。 ・ 健康状態の改善：全人口の健康指数向上（乳幼児死亡率・妊産婦死亡率の改善、感染症・生活習慣病対応等）。 ・ UHC：すべての人が経済的負担なく医療サービスにアクセスできる。 ・ 保健セクターの優先分野：保健サービス提供体制（プライマリヘルスケア強化）、人材育成・保健人材管理、医薬品・医療機器・インフラ強化、保健財政・健康情報システム強化。

政策名	保健分野戦略計画（Health Sector Strategic Plan。以下、「HSSP」という。）I～III
施行年	HSSP I：2011 年、HSSP II：2017 年、HSSP III：2023 年
概要	保健政策のビジョン・使命・優先事項を戦略的に実行するための枠組。I～III の概要は下記のとおり。いずれも障害者について明確に言及していないが、保健サービスの提供対象は脆弱層の人々を含むと述べており、障害者も含まれるべき対象群として運用される。主管省庁は保健省。 • HSSP I（2011-2016）：初めての全保健セクター戦略計画であり、主な目的は「すべてのマラウイ国民に対して質の高い基本的保健サービスを提供することにより、健康アウトカムを改善（乳幼児死亡率・妊産婦死亡率の改善など）し早期死亡リスクの低減を図る」こと。基本保健サービスパッケージ（Essential Health Package）の普及・拡大を目指す。 • HSSP II（2017-2022）：HSSP I の後継計画として策定され、目標は「すべての国民が質の高い公平な保健サービスにアクセスできること」。

[65] Ministry of Education, Government of Malawi (2020) *National Education Sector Investment Plan 2020-2030* https://www.unicef.org/malawi/media/4561/file/National%20education%20sector%20investment%20plan%20.pdf （参照 2026-2-20）

[66] Government of Malawi (2017) *National Health Policy -Towards Universal Health Coverage-*

	基本保健サービスパッケージ提供の深化や UHC への移行を掲げる[67]。 • HSSP III(2023-2030):HSSP II の成果を踏まえつつ、UHC の更なる達成に向けた包括性と統合性を重視している。従来の基本保健サービスパッケージを進化させた医療給付パッケージ(Health Benefits Package)を策定し、限られた資源で最大の健康効果を生むサービス構成を実装計画として示している[68]。

政策名	国家医療リハビリテーション政策(National Medical Rehabilitation Policy)
施行年	2020 年
概要	国全体のリハビリテーションサービスの質とアクセスを向上させることを目的とし、ガバナンス強化、サービスの質の改善・普及、財源確保とサービス提供システム整備、支援技術(支援機器)の確保・配布、情報収集・モニタリング体制の整備などを目指す。政策序文において「質の高い医療リハビリサービスはマラウイ国民全員に提供されるべきであり、その中には障害のある人々も含まれるべきである」と述べている[69]。主管省庁は保健省。

2−3. 障害関連施策

① 保健医療

保健省は、国の保健政策における障害者の包摂、CRPD の原則の遵守、障害者を対象に含む UHC の確保を推進している。保健医療サービスは、公的施設、非営利の民間施設、営利の民間施設の 3 つの主要なカテゴリーに分類される[70]。公的施設は住民に対して無料でサービスを提供しており、マラウイの保健サービスの約 78%を担っている。保健施設は障害者を特定し、地区病院や中央病院、リハビリテーションセンターなどのより高度な保健施設に紹介する責任を負っている[71]。

リハビリテーションに関しては、サービスへのアクセス拡大を目的とした国家医療リハビリテーション政策(2020)が策定され、保健省は支援機器、理学療法、作業療法、メンタルヘルスサービスへのアクセスを含む臨床サービスの提供と監督を行っている。MACODA は障害者の医療アクセス向上やリハビリテーション支援を実施している。一方、地方の地域病院には理学療法士やリハビリ専門職が配置されているところもあるが、人材・機材不足が深刻であり、地域によってサービスの有無や質に差が見られる。主要な中央病院では医療リハビリが可能で

[67] Government of Malawi (2017) *Health Sector Strategic Plan II 2017-2022 -Towards Universal Health Coverage-*
[68] Government of Malawi (2023) *Health Sector Strategic Plan III 2023-2030 -Reforming for Universal Health Coverage-*
[69] Ministry of Health, Government of Malawi (2020) *National Medical Rehabilitation Policy*, https://www.scribd.com/document/853706087/Malawi-National-Medical-Rehabilitation-Policy-4-2 (参照 2026-2-20)
[70] 全 1,060 の保健医療施設のうち、48%は公的施設、16%はマラウイ・クリスチャン保健協会の傘下で活動する宗教団体、残りはその他の NGO または民間営利セクターに属する。
[71] Government of Malawi (2019)

も、県レベルの病院では定期的なサービス提供がないケースが多い[72]。公的サービスが不足する中、NGO がリハビリ等の支援活動を行っている。例えばマラウイ障害者対策（Malawi Against Physical Disabilities。以下、「MAP」という。）が全国各地でリハビリテーションクリニック・理学療法・支援機器の配布等を支援している[73]。しかしながら、政府報告では MAP がアウトリーチ・プログラムを中止したため、ほとんどの患者はリハビリテーションサービスを受けていないと述べている[74]。

CBR については、障害者のエンパワメントに貢献する可能性が実証されているとして、国家障害者機会均等政策で国家戦略として採用された[75]。特に農村部やアクセスが困難な地域において、障害者が基本的なリハビリテーションと社会サービスにアクセスしやすくするための重要な戦略であり続けている。

一方で、国連の報告書では、CBR プログラムも主に NGO が県議会と連携して実施しており、その重要性にもかかわらず、資金及び訓練を受けた人材の不足、調整メカニズムの弱さにより、CBR サービスの対象範囲は依然として限られていることが指摘されている[76]。

加えて、総括所見においては、以下に対して懸念が示されている。

(a) 保健省が採択した政策文書において、障害者に影響を及ぼす偏見や差別的態度に対処するための具体的な規定が欠如している

(b) 障害のある女性や女児が、妊娠や性的・生殖に関する健康の分野で医療を受ける際、医療従事者から差別的かつ軽視的な態度をとられているとの報告がある。こうした態度は、障害女性は性的関係を持つべきではないという考えによって助長されることが多い

(c) OPD を通じた、障害者による保健関連の法律や政策（HSSPII を含む）の策定への参加に対する障壁がある

(d) 保健サービス全般において、アルビニズムの人向けの医薬品や日焼け止めを含む保護用品が入手できない状況がある

② 教育

憲法では障害のある子どもを含むすべての子どもに初等教育を義務付けている[77]。2017 年に国家インクルーシブ教育戦略（2017-2021）が施行され、教育科学技術省内にはインクルーシ

[72] Fielder S, Mpezeni S, Benjamin L, Cary I. (2013) "Physiotherapy in Malawi - a step in the right direction." *Malawi Med J.* 25(3):83-5 https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC3859994/(参照 2026-2-20)

[73] MAP は 1979 年にポリオ後遺症者支援として始まったが、1990 年代後半から様々な原因による身体障害者全般を支援している。Kachere Rehabilitation Centre を運営し、全国から来る障害のある人々にリハビリテーションサービスを無料で提供している。また、医療リハビリ専門職（例：理学療法士・作業療法士）を育成する Medical Rehabilitation College を運営している。中核活動のひとつとしてアウトリーチクリニック（移動リハビリ支援）を実施していたが、2013 年以降、財政難によりアウトリーチサービスは中断している。出所： 政府報告、https://mwnation.com/map-reflects-on-its-battle-against-disabilities/ (参 照 2026-2-20) https://www.facebook.com/mapmw/posts/at-malawi-against-physical-disabilities-map-we-are-dedicated-to-improving-the-qu/783480467344281/ (参照 2026-2-20)

[74] Government of Malawi (2019)

[75] Ministry of Persons with Disabilities and the Elderly, Government of Malawi (2006) *National Policy on Equalisation of Opportunities for Persons with Disabilities*

[76] GDF (2025)

[77] Government of Malawi (2019)

ブ教育の推進に向けた特別支援教育局が設置され、障害者を含めた包括的な教育環境の整備に取り組んでいる。特別な教育的ニーズのある児童・生徒の登録者数は増加傾向にあり、2018年と 2023 年の障害別・教育レベル別の児童・生徒数を表 3 に示す。

マラウイにおけるインクルーシブ教育の主なモデルは、通常学校内に設置された特別教育ユニット（special education units）で障害のある子どもたちが特別な指導や学習支援を受けることができるものである。2020 年の時点でそのようなユニットの数は初等教育レベルで 60、中等教育レベルで 88 あり、教室全体の割合は初等教育では 0.8%、中等教育では 1.3%であった[78]。また、障害のある子どもたちに隔離された環境で指導を行う「特別学校」もいくつかあり、主に視覚や聴覚に障害のある子どもたちを対象としている。隔離教育からインクルーシブ教育への移行を反映して、これらの学校の多くが通常学校の特別教育ユニットに転換されつつある。それでも、2016 年から 2017 年のデータによれば、障害のある小学生の 98%と中学生の 93%という大多数が、インクルーシブ教育資源が提供されていない通常学校に通っている[79]。

表 3 障害別・教育レベル別の特別な教育的ニーズのある児童・生徒数（人）

	初等教育		中等教育	
	2018年	2023年	2018年	2023年
聴覚障害と視覚障害	-	370		99
全盲（blind）	554	546	846	292
全ろう（deaf）	3,240	2,760	—[80]	510
難聴（hard of hearing）	33,104	28,889	1,424	1299
学習障害	82,354	103,572	3,367	4,051
弱視	39,262	43,953	348	4,072
身体障害	13,119	12,647	653	661
アルビニズム		1,143		287
特別な教育的ニーズのある子ども	171,633	193,880	6,638	11271
総登録者数	5,187,634	5,298,456	387,569	485,650
障害のある子どもの割合	3.3%	3.7%	1.7%	2.3%

出所：UNICEF（2020）[81]及び2023年マラウイ教育統計報告書[82]を基に調査チームが作成[83]

加えて、総括所見においては、以下に対して懸念が示されている。

(a) 国のインクルーシブ教育政策がすべての種類の障害を網羅しておらず、完全な移行の期限が定められていないため、障害のある子どもたちのための分離教育がインクルーシブ

[78] L. M. Banks, X. Hunt, K. Kalua, P. Nindi, M. Zuurmond & T. Shakespeare (2022) "I might be lucky and go back to school: Factors affecting inclusion in education for children with disabilities in rural Malawi", *African Journal of Disability* https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC9724077/ (参照 2026-2-28)
[79] 同上
[80] 2018 年のデータはないが、2017 年は 188 人。
[81] UNICEF (2020)
[82] Ministry of Education, Government of Malawi (2023) *2023 Malawi Education Statistics Report*, https://www.scribd.com/document/777994830/2023-EMIS-Report-Final (参照 2026-2-28)
[83] 上記の 76、77 ともにデータソースは教育科学技術省の Education Management Information System (EMIS)である。

教育と並行して引き続き提供されている

(b) インクルーシブ教育に対する課題。例えば、教員や学校コミュニティ全体の抵抗、学校施設のアクセスの困難さ、訓練を受けた職員の不足、教材の不備、水と衛生設備の不足、学校へのアクセスに長距離を移動しなければならず、道路インフラ、物的・財政的資源などが不十分である

(c) 障害のある学齢期や思春期の女子が、生理用品へのアクセス不足や月経に関するタブーのために、1 週間授業に出席できないことがしばしばある

(d) 差別的な態度が障害児の教育への参加を妨げている

(e) インクルーシブ教育環境における障害児の参加状況及び学習成果を追跡・記録するための措置が欠如している

③ ジェンダー（障害女性等）

マラウイ憲法は、男女平等と障害者の権利を保障しており、男女平等法（2014）及び新障害者法（2024、第 33 条）は、障害女性の政治参加及び公的参加を促進するための積極的措置を義務付けている。実際、マラウイ障害者団体連盟（Federation of Disability Organizations in Malawi。以下、「FEDOMA」という。）は、一部の公的機関の理事を務め、障害女性が任命されている。また、マラウイでは障害者が選挙に立候補する際の候補者指名料を減額する制度があり、地域的に際立った対策として知られている。しかし、障害者や女性に対する根強い偏見から、実際には、多くの有能な障害女性が、依然として十分な代表権を得る状況には至っていない[84]。また、国連の報告書では、男女平等法はジェンダー平等を促進するものの、女性障害者を明示的には保護していないため、制度的な保護の不備が差別の温床になっており、結果として障害女性への暴力の不処罰や、教員や同級生による教育におけるハラスメントなどの権利侵害が未解決のまま放置されていると指摘している[85]。

さらに総括所見では、以下に対して懸念が示されている。

(a) 障害のある女性と女児に対するジェンダーに基づく暴力、司法へのアクセス、経済的エンパワメントは、障害者に関する法律や政策において十分に扱われていない

(b) 2013 年ジェンダー平等法、2011 年遺産（遺言、相続及び保護）法、マラウイにおけるジェンダーに基づく暴力対策国家行動計画（2014～2020）など、女性と女児に関する法律や政策は、障害のある女性と女児に影響を与える問題に十分に対応していない

(c) ジェンダー・子ども・障害・社会福祉省（MoGCDSW の前身）の公共政策における障害主流化のための予算配分が少ない

④ 職業訓練、雇用、就労

職業訓練については、TEVET の最新の戦略計画（2024-2030）の柱の一つとして職業訓練における「アクセスと包摂性」が挙げられており、2030 年までに障害者を含む脆弱なグループに

[84] GDF (2025)
[85] 同上

も平等な職業訓練を促進する目標を掲げている[86]。過去には政府と TEVET 統括機関による障害者向け奨学金制度や障害者の枠を確保する制度の実施も見られた[87]。しかし、マラウイにおける TEVET 制度は依然として男性優位であり、障害者やその他の脆弱な立場にある生徒は、技能訓練への平等なアクセスを持っていないことが指摘されている[88]。

国家障害政策では、職業訓練に加えて、障害者向けの技能養成と起業支援、仕事の創出や職業機会の拡大が政策優先領域として位置付けられている。MACODA は障害者に対して生活技能・職業技能を習得できる訓練コース（例：編み物、手工芸・縫製、農業・小規模ビジネス関連スキル等）を展開している。チラズル県のカムズ職業リハビリテーション・トレーニングセンター（Kamuzu Vocational Rehabilitation and Training Centre）とリロングウェのリロングウェ職業訓練センター（Lilongwe Vocational Training Centre）の 2 つ職業技能訓練センターで、マラウイ全土から集まる 18-40 歳までの様々な障害のある男女と、障害のないコミュニティのメンバーを対象に訓練を行っている[89]。また、UNESCO 等と NGO が連携し、障害者を対象に技術・職業訓練プログラム（技能提供・奨学金支援）を行った例がある[90]。

国連の報告書[91]では、雇用法では障害者に対するあらゆる形態の差別を禁止しているが、実際の就労機会は依然として限られる傾向があることが指摘されている。

加えて総括所見では、以下に対して懸念が示されている。

(a) 雇用法及び機会均等法における障害者の雇用に関する規定の範囲が限定的であり、かつ実施が不十分である
(b) 旧障害法の見直し後、障害者の雇用に関する規定の強化を目的とした障害者法案の採択が遅れている
(c) 障害者が代表組織を通じて、雇用政策の策定、特に雇用戦略の策定及び旧障害法の継続的な見直しにおいて、効果的かつ有意義な参加をしていない
(d) 雇用主の間で障害者の権利に対する否定的な態度が蔓延しており、障害者の権利、能力、潜在能力に対する意識向上が遅れている
(e) 障害者に対する教育及び職業訓練が不十分であり、雇用へのアクセスを阻害している
(f) 教育・訓練レベル及び雇用状況に関する、性別・年齢別の正確なデータや統計情報が不足しており、適切な計画策定を妨げている

[86] TEVETA, Government of Malawi (2024) *Strategic Plan 2024-2030*
[87] Nyasa Times (2024) "Malawi govt offers scholarship to persons with disability; TEVETA to give vocational training." https://www.nyasatimes.com/malawi-govt-offers-scholarship-to-persons-with-disability-teveta-to-give-vocational-training/(参照 2026-2-20)
[88] UNESCO (2018) *Policy Brief -Making Technical and Vocational Training Work for Women and Vulnerable Students in Malawi: Improving Access and Success*
[89] https://www.macoda.mw/public/programs/training_centers (参照 2026-2-20)
[90] ムチンジ県における服飾・裁縫の訓練など障害者の自立のための技能習得支援が実施されている。出所：https://www.unesco.org/en/articles/step-empowers-people-disabilities-through-skills-training(参照 2026-2-20)
[91] GDF (2025)

⑤　社会保障、障害福祉サービス

マラウイの主要な社会保障制度としては国家社会保障政策があり、その中心となるのは低所得・生活困窮世帯向けの現金給付プログラム（Social Cash Transfer Programme）で、障害者を含む脆弱層の暮らしを支援するものである[92]。同プログラムは 2022 年 9 月時点で全 28 県での 29 万 7,138 世帯に隔月または毎月提供されており、これは全世帯人口の約 7%に相当する[93]。2019 年時点のデータでは、受給世帯の約 28%が障害者世帯であった[94]。

国家障害政策では、障害者のレジリエンス（回復力）に寄与するための公平で多部門にわたる社会保障制度を確保すると言及しており、社会保障プログラムにおける障害者の認知度を高め、障害者のための社会保障制度を構築し、災害リスク軽減・管理プログラムにおいて障害主流化を戦略に掲げている[95]。MACODA は新障害者法に基づき、権利保護・法の執行支援、OPD や障害者支援団体の登録、障害信託基金の管理・運用、障害者に対するリハビリテーションサービスや教育、エンパワメント、生計や社会包摂の分野のサービスを提供している[96]。しかし政府サービスと障害者のニーズの間には依然ギャップが存在しており、NGO やコミュニティレベルの支援団体が障害者福祉の実務サービスを提供している[97]。更に、国際機関（国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」という。）、国連児童基金（UNICEF）、国連女性機関（UN Women））・NGO（CBM など）と協力した能力構築・啓発・権利擁護活動も実施されている[98]。

一方で、現金給付制度は障害者世帯を対象に含んでいるものの、障害特有の追加負担（介護・支援機器費用など）は反映しておらず、障害者であっても貧困ライン下にないと判断される場合に支援対象から外れる、世帯が対象であり障害者個人が受益できないケースがある、障害者の住居に関する支援が対象となっていない等、障害者特有のニーズに対応する仕組みが十分とは言えないと分析されている[99]。

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

2015 年に施行されたマラウイの国家交通政策（National Transport Policy）では、女性、子ども、高齢者、障害者を含む交通利用者向けの施設整備を指示しているが、これらの規定がどの

---

[92] このプログラムには他にも、公共事業プログラム、肥料投入補助金プログラム、学校給食プログラム、村の貯蓄と貸付プログラム、小規模金融プログラムなどがある。出所：International Labour Organisation (2016) *Social Protection in Malawi: Assessment Based National Dialogue Brief*, https://www.ilo.org/africa/information-resources/publications/WCMS_493330/lang--en/index.htm（参照 2026-2-20）政府報告では「小規模金融プログラム」が記載されていない代わりに、「脆弱な世帯のための鉄板とセメント補助金プログラム」が記載されている。

[93] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023b)

[94] S. Lous (2024) *Securing Disability Rights through Inclusive Social Protection in Malawi,* Center for Inclusive Policy.

[95] MoGCDSW, Government of Malawi (2025)

[96] https://www.macoda.mw/public/(参照 2026-2-20)

[97] MAP が医療リハビリテーションのサービスや支援機器の提供を行っている他、NGO の Butterfly Space 等がコミュニティベースの障害者センターを運営しており、教育支援、識字教室・職業訓練、マイクロファイナンス（小規模融資）グループ、医療相談などを提供している。また、FEDOMA が全国的な組織として 12 の加盟団体を統括し、障害者のための教育・健康・権利擁護・啓発・リハビリ支援の活動を展開している。出所：https://www.fedomamw.com/projects (参照 2026-2-20)

[98] Government of Malawi (2019)

[99] S. Lous (2024)　及び UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023a) *Concluding observations on the combined initial and second periodic reports of Malawi*

ように実施・監視されるかについての具体的な提案はされていない[100]。公共空間へのアクセスに関しても障害者のニーズに対し、現行の規制の範囲の狭さと施行の弱さが課題であり、資金の制約により政府は障害者の基準に関して妥協せざるを得ない状況が指摘されている[101]。2023 年提出の障害者権利委員会の質問事項への政府回答では、政府はマラウイ規格局を通じて、建築環境のアクセシビリティとユーザビリティに関するマラウイ規格を策定し、この規格は近日中に官報に掲載される予定と報告している[102]。

障害者権利委員会の総括所見においても、条約の対象となるすべての分野においてアクセシビリティを向上させるための公的計画やプログラムが存在しないこと、公的及び民間の利害関係者によって講じられている措置がスロープの設置といった物理的環境に限定されていること、あらゆるレベルの公共調達において、アクセシビリティに関する必須基準（mandatory accessibility criteria）が欠如していること、そしてコミュニティレベルでのアクセシビリティ上の障壁を評価するための措置が講じられていないことについて懸念している。対策として、障害者が他の者と平等に物理的環境、交通機関、情報・コミュニケーション（情報通信技術（Information Communication and Technology。以下、「ICT」という。）を含む）等にアクセスする権利を確保するための法律の制定、国家行動計画を策定、建設基準の改定等を勧告している[103]。それらの指摘を受け、2025 年国家障害政策では障害者が直面する障壁として情報へのアクセスの困難さや建物、道路、交通機関、屋内外の様々な施設などの物理的環境について言及し、対策として、情報及び物理的環境への公平なアクセスを向上させるための基準の導入、アクセシビリティのチェック機能の制度化、情報・コミュニケーションのアクセシブルな形式での提供を戦略計画に掲げている[104]。

⑦　情報アクセシビリティ

新障害者法では、障害者は他の者と平等に ICT にアクセスする権利があるとし、情報を公表する者は、手話や点字、その他の補助的コミュニケーション手段を含む、障害者にとってアクセス可能な手段・形式で公開しなければならないと定めている[105]。また、MACODA は手話、点字、補助的コミュニケーション手段及びその他の障害者がアクセス可能なコミュニケーション手段・形式の使用を促進している[106]。

障害者政策においては、施設などのインフラや社会活動へのアクセシビリティと並んですべての人々が利用できるように情報のアクセシビリティを整備することを原則としている。障害者の情報（及び物理的環境）への公平なアクセスを向上させるための戦略として、アクセシビリティに

100 GDF (2025)
101 同上
102 UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023b)
103 UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023a)
104 MoGCDSW, Government of Malawi (2025)
105 Government of Malawi (2024) *Persons with Disabilities Act*
106 https://www.macoda.mw/public/#:~:text=Malawi%20Council%20for%20Disability%20Affairs%20(MACODA)%20formally%20known%20as%20Malawi,simplified%20and%20cost%20effective%20mechanism （参照 2026-2-22）

関する基準の施行の促進、サービス及び施設へのアクセスの監査メカニズムの導入、情報及びコミュニケーション資料がアクセシブルな形式で提供されることの確保が挙げられている[107]。

マラウイでは、2021 年の大統領宣言を受けて、手話はテレビや公式行事でも使用されるようになった。マラウイろう者協会(Malawi National Association of the Deaf)は、マラウイ手話辞典の作成など、手話の活用と発展の促進に取り組んでいる。手話通訳者の不足が大きな課題となっており、大学や支援団体によるマラウイ手話の研修、マラウイろう者協会による教員や一般向けの研修などが提供されている[108]。

総括所見では、CRPD の対象となるすべての領域におけるアクセシビリティを整備するための公的計画やプログラムが存在しないこと、公的・私的関係機関によって講じられている措置が、スロープの設置といった物理的な環境のアクセシビリティに限られていること、拘置所及び刑務所、警察署や暴力被害者シェルターにおける被害者支援ユニット、投票所や選挙情報・資料におけるアクセシビリティ対策の不足を懸念している。

⑧　防災

マラウイは気候変動の影響で洪水や干ばつが頻発する災害多発国であり、国土の約半分の県が災害リスク区域に指定されている。副大統領府が管轄する災害管理局(Department of Disaster Management Affairs。以下、「DoDMA」という。)が主要な防災・災害対応主体として機能しており、直近の関連法は 2023 年策定の災害リスク管理法である。同法では脆弱なグループや障害者に関する特別な記述はないが、地方自治体の災害リスク管理委員会のメンバーには障害者の代表が含まれることを規定しており、障害者を含めた疎外されたグループの参加を前提とした参加型の災害リスク管理を目指している[109]。マラウイ政府は、災害リスク管理における障害者支援の不足を認識し、NDMS＆IP を通じて気候変動と災害リスク管理を国家開発の議論に組み込む優先分野と特定し、2018-2023 年の戦略及び行動計画を策定した[110]。国家障害政策においても、災害リスクの削減及び管理プログラムにおける障害の主流化が掲げられており、これらの行動計画の主導機関または共同主導機関には DoDMA が指定されている。しかし、DoDMA の深刻な人員不足と資源不足(資金不足、技術能力不足、機材不足、ICT インフラの不備など)、地方自治省の県レベルの担当官[111]への過度の依存、ドナー資金への高い依存による不安定で短期的な活動実施、トップダウン型の災害リスク管理によるコミュニティの関与の不足・低いオーナーシップにより、活動実施が阻害されていると指摘されている[112]。

加えて総括所見では、以下の懸念事項が示されている。

(a) 2016 年の国家気候変動管理政策、1991 年の災害準備・救援法、2021/22 年度国家マル

[107] MoGCDSW, Government of Malawi (2025)
[108] GDF (2025)
[109] Government of Malawi (2023) *Disaster Risk Management Act*
[110] GDF (2025)
[111] 災害管理分野の必要な研修を受けていないことが多い。出所：GDF (2025)
[112] GDF (2025)

チハザード緊急時対応計画を含む災害対応政策枠組において、障害のある女性と女児への配慮が欠如しており、障害のある女性と女児は危機発生時に救助サービスへのアクセスが最後になることが多いと報告されている

(b) サイクロン・フレディの影響で国内避難を余儀なくされた少なくとも 5 万 2,211 人の障害者の状況や、彼／彼女らに提供された緊急対応を含め、緊急事態や災害が障害者に及ぼす影響に関する体系的なデータ収集が行われていない

(c) パーソナルアシスタンス支援の喪失など、コロナ禍が障害者に及ぼす影響が依然として続いており、その対策が講じられていない

(d) 障害者がアクセスしやすい形式で早期警報情報を受け取るための措置が講じられていない

実際、国連の報告書では、障害者は災害時に基本的な早期警報システムや避難システムを利用できないことが多く、より大きな危険に晒されていることが指摘されている。MACODA の報告では、2023 年 3 月にマラウイを襲った熱帯サイクロン・フレディによって 5 万人以上の障害者が影響を受けており、多くの人が警報を理解できなかったという[113]。

[113] GDF (2025)

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況

マラウイは 2007 年 9 月 27 日に CRPD に署名し、その後 2009 年 8 月 27 日に同条約を批准した。選択議定書には署名・批准していない。政府報告は 2017 年 2 月に障害者権利委員会に提出し受理され、2020 年 4 月に権利委員会から質問事項の提示があった。2020 年に 2 件のパラレルレポートの提出があった[114]。2023 年 4 月にマラウイ政府からの質問事項への回答が提出され、2023 年 7 月前後に 5 件のパラレルレポートが提出された[115]。その後、障害者権利委員会は総括所見を 2023 年 10 月に採択した。次回の政府報告の提出期限は 2035 年 9 月となっている。

3－2. マラケシュ条約実施状況

マラウイ政府は2017年7月14日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）に加盟した。マラケシュ条約公認機関については、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）の公認機関（Authorized Entity）リストにマラウイ盲人連合（The Malawi Blind Union）が掲載されている。他国との著作物共有に関しては、アクセシブル書籍連合体（Accessible Books Consortium）によるアクセス可能な形式で書籍が交換できるグローバル・ブック・サービス（Global Book Service）の参加団体リストにマラウイ大学チャンセラーカレッジ（University of Malawi, Chancellor College)が掲載されている[116]。

マラウイの著作権法（Copyright Act, 2016）は2016年に旧法（1989年法）から改定・統合された。同法の下でマラウイ著作権協会（Copyright Society of Malawi）が著作権者や関連権者（パフォーマー、放送業者等）の権利保護、ロイヤルティ（著作権料）の徴収・分配、著作権登録簿の管理、著作権に関する教育・普及活動、著作権法の実施促進や助言等を担っている[117]。マラケシュ条約の批准と同時に著作権法の改正が行われ、同条約の趣旨を反映した例外規定が国内法に取り入れられた。具体的には、視覚障害者・読字障害者向けに著作物のアクセシブル形式コピーが許される規定が導入された[118]。また、2025年に同法の改正案が可決され、従来マラウイ著作権協会が担当していた著作権法の管理・執行の一部責任が、新たな政府系機関（企業・登記・知的財産センター（Companies, Registrations and Intellectual Property Centre））に移管された。同法の改正・実務対応はマラケシュ条約の趣旨と合致する形で整備されつつある一方

---

[114] 提出団体は 1）アフリカ女性障害者団体（Disabled Women in Africa。以下、「DIWA」という。）、2）人権とアドボカシー（Human Rights & Advocacy）

[115] 提出団体は 1）マラウイ障害者団体連盟（FEDOMA）、2）DIWA、3）知的障害者当事者支援（Self-Advocate with Intellectual Disability） Mark Mapemba 氏、4）人権教育・助言・支援センター（Centre for Human Rights Education, Advice and Assistance：CHREAA）、アイルランド法の支配インターナショナル（Irish Rule of Law International：IRLI）、Reprieve、南部アフリカ訴訟センター（Southern Africa Litigation Centre：SALC）、5）アフリカアルビニズムネットワーク（Africa Albinism Network）及びマラウイアルビニズム協会（Association of Persons with Albinism in Malawi）

[116] https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/（参照 2026-2-22）

[117] Government of Malawi, *Copyright Act*, http://malawilii.org/akn/mw/act/2016/26/eng@2017-12-31（参照 2026-2-22）

[118] J. Band & K. Cox (2020) *National Implementations of the Marrakesh Treaty By Countries That Have Ratified or Acceded to the Treaty*, Association of Research Library, https://www.arl.org/wp-content/uploads/2020/06/2020.06.26-MarrakeshTreaty.pdf （参照 2026-2-22）

で、現行法では、アクセシブル形式の制作をする際に、商業的にアクセス可能かどうかを確認するテスト（Commercial Availability Test）が求められている。このため、図書館等がアクセシブル形式コピーを作成する前に通常の書籍が市場にあるかどうかを確認しなければならない。このことが現実には多くの障害者に早期アクセスを妨げかねないと批判されている。2017年に国際ライブラリ団体[119]がマラウイにおいてアクセス可能な形式のコピーを作成する際に求められるこの確認義務の撤廃を要請する声明を発表した[120]。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

長期国家開発計画である Malawi Vision 2063 は SDGs を中核原則として内在化している。障害分野では人材開発（Human Capital Development）と社会保障（Social Protection）の柱で障害者を明示的に優先対象として記載しており、教育・保健・雇用・社会保障において「障害者のための平等なアクセス」を政策原則としている[121]。MIP-1 は Malawi Vision 2063 と SDGs を同時に実装する中期計画であり、障害に関する具体的措置としては、各セクター（教育・保健・農業・雇用・防災など）に障害主流化を義務付け、政策・事業設計時には障害者への影響分析、障害者との協議（consultation）、アクセシビリティ配慮を義務付けるとともに、モニタリング指標に障害種別のデータを求めている[122]。

また、マラウイ政府が 2022 年に実施した自発的国家レビュー（VNR）では、障害や性別等のグループ別の結果公表が求められている指標は複数あるものの、障害の有無でデータが分類されておらず、障害者の状況は不明である[123]。レビューの作成プロセスにおいて障害者やアルビニズムの人が十分に参加している（fully participating）と報告している[124]。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

マラウイは女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）を署名も批准もしていないが、1987 年に条約当事国として加入（accession）した[125]。2023 年に提出された最新の総括所見では、障害のある女性・女児に関して、司法サービスへのアクセスの改善、教育のための人的・技術的・財政的資源の十分な配分、障害女性を対象とした雇用政策の施行、性と生殖に関する健康と権利へのアクセス改善、経済政策への障害女性の参加、アルビニズムの女性のジェンダーに基づく暴力・差別からの保護措置の強化が勧告されている[126]。

---

[119] 図書館電子情報財団（Electronic Information for Libraries：EIFL）、国際図書館連盟（International Federation of Library Associations and Institutions：IFLA）、アフリカ図書館情報協会（African Library and Information Associations and Institutions：AfLIA）の 3 団体

[120] https://www.eifl.net/eifl-in-action/copyright-reform-malawi（参照 2026-2-22）

[121] Government of Malawi (2020) *Malawi Vision 2063*

[122] Government of Malawi (2021) *The Malawi Vision 2063 First 10 Years Implementation Plan (MIP-1) 2021-2030*

[123] Government of Malawi (2022) *Malawi 2022 Voluntary National Review Report For Sustainable Development Goals (SDGs)* https://digitallibrary.un.org/record/3997777/files/1363137.pdf（参照 2026-2-22）

[124] Government of Malawi (2022)

[125] 条約に署名していない国が、一括して条約に拘束される意思を示すこと。批准と同等の条約義務を負う。

[126] UN CEDAW (2023) *Concluding observations on the eighth periodic report of Malawi*

子どもの権利条約（Convention of the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）に関しては、1990 年に批准している。2017 年 3 月に発表された CRC 委員会による総括所見[127]では、障害児に関連して、マラウイ政府に対して以下を勧告している。

- 人権ベースの障害アプローチを採択すること
- 旧障害法（2012）と関連する国家計画の実施、障害信託基金の創設、障害児が直面する課題に対応するための戦略の策定
- 旧障害者法（1971）を含む障害関連法案の見直し
- 特に障害児に焦点を当てた障害分野のモニタリングと報告のための国家メカニズムの設置
- インクルーシブな早期ケア・教育、早期開発プログラム、医療、その他のサービスへの障害児のアクセスの確保とこれらのサービスへの十分な資源の確保
- 十分にインクルーシブな教育への対策の採用
- 障害のあるすべての子どもの状況に関するデータの収集と分析（特に年齢、性別、障害種別、民族、出身国、居住地域で分類されたデータ）
- 障害児の権利を尊重するため、親や親族、教員や社会に対する包括的な意識啓発キャンペーンを策定すること

また、マラウイ政府は 2018 年には「アフリカ人権憲章に基づく障害者の権利プロトコル（African Disability Protocol）」を批准している。同プロトコルの批准により、アフリカ地域における障害者権利保護強化の枠組に参画し、国内法制度や制度強化を地域基準と整合させる取組を進めている[128]。

また、マラウイ政府は（障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約（ILO159 号条約）を 1986 年に批准している。条約勧告適用専門家委員会（CEACR）は、NDMS が雇用市場における障害関連のあらゆる形態の差別の禁止を掲げていることや障害女性の就労促進対策を検討していること、障害関連団体の積極的な参加によって同戦略が策定されたことなどを評価しつつ、障害者の雇用や職業リハビリテーションの措置の現状と影響等に関する性別の詳細な最新データの提供を求めている[129]。

[127] UN Committee on the Rights of the Child (2022) *Concluding observations on the combined third to fifth periodic reports of Malawi (CRC/C/MWI/CO/3-5)*

[128] International Commission of Justice (2025) *An Opportune Moment: Realizing the Rights of Persons with Disabilities in Africa*

[129] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=NORMLEXPUB:13100:0::NO::P13100_COMMENT_ID%2CP13100_COUNTRY_ID:4120676%2C103101（参照 2026-3-27）

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府

【無償資金協力】

・ドマシ教員養成大学拡張計画（2017）[130]

• 他ドナー

【国際機関】

国際労働機関（ILO）

・Sparking Disability Inclusive Rural Transformation （SPARK）（2021-2024）（農村地域の障害者の就労・収入向上）[131]

国連児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）

・インクルーシブ早期教育プロジェクト（2020-2023）[132]

世界保健機関（World Health Organization: WHO）

・グローバル障害行動計画（Global Disability Action Plan）の適用支援[133]

・リハビリテーション能力強化・技術ガイド（リハビリテーションに関する国際的な介入パッケージや技術資料を提供）[134]

国連人口基金（United Nations Fund for Population Activities: UNFPA）

・Breaking the Silence（BtS）アプローチ（障害と性と生殖の健康・権利の促進）[135]

・We Decide Programme（障害インクルージョン戦略）[136]

GDF

・Advancing disability rights together in Malawi （2018-2021）（マラウイの障害者の権利向上）[137]

【二国間・多国間ドナー】

欧州連合（European Union: EU）

---

[130] JICA (2025)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 https://www.jica.go.jp/information/publication/brochures/issues/__icsFiles/afieldfile/2025/03/25/activities_on_disability_and_development.pdf（参照 2026-2-20）

[131] https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/%40africa/%40ro-abidjan/%40ilo-lusaka/documents/publication/wcms_866515.pdf（参照 2026-2-22）

[132] https://www.ukfiet.org/2023/inclusive-early-childhood-education-in-malawi-project-development-through-community-participation/（参照 2026-2-22）

[133] https://macoda.mw/public/assets/uploads/publications/250812084349_NATIONAL%20DISABILITY%20POLICY.pdf（参照 2026-2-22）

[134] https://did4all.com.au/resources/who-2023-package-of-interventions-for-rehabilitation（参照 2026-2-22）

[135] https://malawi.unfpa.org/en/topics/adolescents-and-youth（参照 2026-2-22）

[136] https://www.unfpa.org/disabilities-inclusion（参照 2026-2-22）

[137] https://globaldisabilityfund.org/programme/malawi/（参照 2026-2-22）

- Titukulane Project to Empower Persons with Albinism（2025-3 年間）（アルビニズムの人々の社会包括の促進）[138]
- アフリカ障害者プロトコル促進プロジェクト（Africa Disability Protocol Project）（2025-2030）[139]

世界銀行（World Bank）

- Promoting Inclusion of Children with Disability Into Basic Education for All（障害児の基礎教育への包摂促進）（2012-2015）[140]
- Inclusive Education for Disabled Children（障害児のためのインクルーシブ教育）（2012-2016）[141]

英国政府

① 外務・英連邦・開発省

- Education Support in Malawi（2015-2020）（障害を含むインクルーシブ教育）[142]

② UK Aid Match（英国エイド・マッチ[143]）

- Improving access to quality, inclusive and comprehensive eye health services for marginalised rural communities in Central-Eastern Malawi（マラウイ中東部の周縁化された地方コミュニティにおける包摂的な眼科医療へのアクセス改善プロジェクト）[144]

米国国際開発庁（United States Agency for International Development：USAID）

- Multi-Country Study on Inclusive Education（2019-2024）（インクルーシブ教育活動の評価研究）[145]

オーストラリア外務貿易省（DFAT）

- Australia Africa Community Engagement Scheme（2011-2016）（オーストラリアーアフリカ地域連携計画）[146]
- Australia Awards Africa（オーストラリア・アワード・アフリカ。障害やジェンダー等の社会的包摂分野を含む分野の奨学金制度）[147]

ノルウェー政府

- Strengthening Human Rights for Vulnerable Populations in Malawi（2023-2026）（人権保護

---

138 https://www.eeas.europa.eu/delegations/malawi/titukulane-project-empower-persons-albinism_en（参照 2026-2-22）
139 https://malawifreedomnetwork.com/2025/04/24/malawi-prioritizes-disability-rights-in-push-for-inclusive-society/（参照 2026-2-22）
140 https://documents1.worldbank.org/curated/en/099121523173533601/pdf/P17611706d01d50350b94c06a4e5aeef394.pdf（参照 2026-2-22）
141 https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/102881468300296181（参照 2026-2-22）
142 https://devtracker.fcdo.gov.uk/programme/GB-1-204643/summary（参照 2026-2-22）
143 英国民が寄付した慈善団体の募金に対し、英国政府（外務・英連邦・開発省）が同額の資金（マッチング・ファンド）を上乗せする制度
144 https://www.ukaidmatch.org/news/projects-in-progress-a-uk-aid-match-team-visit-to-malawi/（参照 2026-2-22）
145 https://www.inclusivedevpartners.com/mcsie-malawi/（参照 2026-2-22）
146 https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/aid/aaces-annual-report-2012-13/Pages/promoting-disability-inclusiveness-in-malawi（参照 2026-2-22）アフリカ複数国対象。マラウイでは義肢装具や車いすの提供等。
147 https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/australia-awards-africa-information-for-intake.pdf（参照 2026-2-22）

機能の強化やアクセス改善。アイスランド政府、UNDP との共同事業）[148]

・ Inclusive Education Programme（インクルーシブ教育プログラム）[149]

ドイツ政府

・ Improving Basic Education in Malawi（2018-2023）（基礎教育の改善。障害のある子どもたちが基礎教育にアクセスできる環境整備）[150]

・ Social Protection Programme（2015-2018）（社会保障プログラム：障害者の生活安全保障へのアクセス改善）[151]

• 【国際 NGO】

World Vision Malawi

・ Able to Thrive Project（子ども・障害者の包摂支援プロジェクト）[152]

Butterfly Space

・ Disability Support Centres（障害者支援センターによる教育支援・社会参加・スキル習得支援）[153]

Humanity & Inclusion (HI) UK

・ Making It Work – Gender and Disability（障害のある女性・女児への暴力・差別の解消・権利擁護支援）[154]

International Paralympic Committee

・ I'm POSSIBLE Toolkit Malawi / Para Sport Against Stigma (PSAS)（学校現場でのインクルーシブ体育・権利教育教材の導入）[155]

SightSavers

・ Eye Care（視覚障害者のための眼科検診、医師の研修）[156]

・ Inclusive Education Project（2020-2023）（障害のある就学前児童のインクルーシブ教育）

・ Employment Programme（障害者の技術教育）

CBM（Christian Blind Mission）

・ See the Way Malawi（2021-2024）（眼科治療・視覚障害に関する人材育成、眼科医療、啓発など。UK Aid Match の資金で実施。）

---

[148] https://www.undp.org/malawi/press-releases/malawi-secures-funding-us-2-million-governments-iceland-and-norway-bolster-human-rights-vulnerable-populations-country（参照 2026-2-22）

[149] https://www.nyasatimes.com/norway-pledges-maximum-support-towards-inclusive-education-in-malawi/（参照 2026-2-22）学校の障害者に配慮した設備（資源センター、アクセシブルなトイレ等）や、視覚・聴覚支援機器、特別教材の提供支援。

[150] https://www.giz.de/en/projects/enhancement-basic-education-programme（参照 2026-2-22）

[151] https://www.giz.de/en/downloads_els/Factsheet_Malawi_Social_Protection.pdf（参照 2026-2-28）

[152] https://malawifreedomnetwork.com/2025/03/08/world-vision-project-instils-hope-for-children-with-disabilities-in-dowa/（参照 2026-2-28）

[153] https://butterflyspacemalawi.com/disability-centres/（参照 2026-2-28）

[154] https://www.humanity-inclusion.org.uk/en/country/malawi（参照 2026-2-28）

[155] https://at2030.org/impossible-toolkit-malawi/（参照 2026-2-28）

[156] https://www.sightsavers.org/where-we-work/malawi/#what-we%E2%80%99re-doing-in-malawi（参照 2026-2-28）

・ 障害のある子ども・若者の権利と地域参加促進プロジェクト[157]（2022-2024）（障害児・若者の教育機会の改善、地域でのインクルーシブな活動促進、障害者の権利に関する啓発）

[157] https://sjog.mw/2025/04/01/christian-blind-mission-cbm-ceo-visits-saint-john-of-god-hospitaller-services/（参照2026-2-28）

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
マラウイ障害者団体連盟（Federation of Disability Organisations in Malawi：FEDOMA)	マラウイにおける障害者権利擁護団体の全国統括団体として 1999 年に設立。障害者の権利擁護のためのサービス提供、促進、そして保護を提唱しロビー活動を行い、能力開発、政策提言を調整するなど、マラウイの障害者運動において中心的な役割を果たしている。政府や国際的なパートナーと協力している[158]。
マラウイ盲人連合（Malawi Union of the Blind：MUB）	1994 年に地元の盲人及び弱視者による NGO として設立。主な目的は、盲人及び弱視者を結集し、共通の声を発し、視覚障害者が抱える問題への意識を高め、特定されたニーズに対応するための行動計画を実行すること[159]。
マラウイろう者協会（Malawi National Association of the Deaf：MANAD）	1992 年に設立され、1996 年に政府に登録されたろう者の団体。通訳における手話の使用の促進、ろう者の教育と就労機会の促進、様々な社会的・経済的側面におけるろう者の福祉の促進を目指している[160]。
マラウイ身体障害者協会（Association of Persons with Physical Disabilities in Malawi：APDM）	身体障害者が自立し、全国レベルで社会生活に完全に参加できるよう、1999 年に設立された団体。ンコタコタ、ムランジェ、バラカ、ネノ、リロングウェ、マンゴチの各県の会員が参加している[161]。
マラウイ障害児親の会（Parents of Disabled Children Association of Malawi：PODCAM）	1998 年に設立され、社会、経済、政治、文化活動のあらゆるレベルにおいて、障害のある子どもたちの利益を代表し、支援する活動を行う。障害のある子どもの親や保護者を含む 2 万人以上の会員がボランティアとして活動し、マラウイ全土の 28 県のうち 23 県で活動している[162]。

[158] https://www.fedomamw.com/about-us-1（参照 2026-2-28）
[159] https://csoplatform.africa/search/cso/malawi-union-of-the-blind（参照 2026-2-28）
[160] https://www.adry.up.ac.za/country-reports-2014/malawi（参照 2026-2-28）
[161] https://rodra.co.za/malawi（参照 2026-2-28）
[162] https://ablechildafrica.org/our-organisation/network-members/podcam/（参照 2026-2-28）

障害のある女性と女児の権利団体（Women and Girls with Disabilities Rights Organization）	障害のある女性及び女児の権利向上を目的として 2015 年に設立された団体。障害女性に特化した団体が存在しなかったため、そのギャップを埋める形で設立。ジェンダーに基づく暴力の防止、エンパワメント、権利擁護キャンペーンなどを実施[163]。
視覚聴覚会員協会（Visual Hearing Impairment Membership Association：VIHEMA）	聴覚障害者と視覚障害者の権利とニーズの擁護を目的として、2008 年に設立[164]。聴覚障害者と視覚障害者の福祉の向上や社会経済的・政治的利益の促進に取り組む[165]。
アルビニズム当事者協会（Association of Persons with Albinism：APAM）	アルビニズムに関する意識向上と偏見の軽減、国内におけるアルビニズム当事者の地位向上を目的として設立[166]。
マラウイ脊髄損傷協会（Spinal Injuries Association of Malawi：SIAM）	マラウイにおける脊髄損傷サバイバーの権利の擁護と医療サービスの向上を目的として、ピアグループ・トレーナーを目指す脊髄損傷者グループが 2011 年に設立した。マラウイの脊髄損傷ケアのあらゆる側面において、優れた基準を確立し、促進することを目指す[167]。
全国てんかん協会（National Epilepsy Association：NEA)	てんかんに関する支援・権利擁護・啓発活動を行う団体。国際てんかん事務局（International Bureau for Epilepsy）や国際てんかん連盟（International League Against Epilepsy）と連携し啓発活動やキャンペーンを実施[168]。
アフリカ女性障害者団体（Disabled Women in Africa：DIWA）	障害のある女性と女児のための団体で、2002 年にタンザニア、2012 年にマラウイで設立された。障害のあるアフリカの女性と女児が権利を享受し、あらゆるジェンダーや障害に基づく差別から自由になることを目指し、障害のある女性や女児の課題について、情報共有、能力強化、学習、研究とアドボカシー活動を行う[169]。

[163] https://www.wagdisability.org/（参照 2026-2-28）

[164] https://rodra.co.za/malawi（参照 2026-2-28）

[165] https://www.facebook.com/p/Visual-Hearing-Impairment-Membership-Association-Vihema-100071772677975/（参照 2026-2-28）

[166] https://www.fedomamw.com/about-us-1（参照 2026-2-28）

[167] https://www.fedomamw.com/about-us-1（参照 2026-2-28）

[168] https://mwnation.com/ngo-decries-stigma-against-epileptics/（参照 2026-2-28）

[169] https://womenenabled.org/partner-situation/diwa-disabled-women-in-africa/（参照 2026-2-28）

開発途上における障害女性団体（Disabled Women in Development）	障害女性が開発のあらゆる側面に参加し、自立するための権利擁護を目的に 1996 年に設立された。ビジネススキルの研修、資金調達のための提案書作成支援などを支援する。また、障害女性の自信を高めるための啓発活動を実施[170]。
マラウイ障害者未亡人孤児支援団体（Disabled Widows Orphans Organizations of Malawi）	障害のある未亡人と孤児の権利を促進し、経済的自立を可能にするスキルを提供することを目的として設立。マラウイ北部ルンフィに本部を置き、職業訓練センターで会員の技術習得の活動を実施[171]。
マラウイ障害者スポーツ協会（Malawi Disability Sports Association）	マラウイにおける障害者のスポーツ活動を促進するために 1998 年に設立。パラリンピック競技大会に参加するため資金援助を受けて障害者のトレーニングを実施。チラズル、ムランジェ、ブランタイア、リロングウェの各県から 562 人の会員が登録している[172]。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
マラウイ障害者対策 Malawi Against Physical Disabilities (MAP)	身体障害者に医療リハビリテーションを提供する非営利組織。1982 年設立。全国各地でリハビリテーションクリニック・理学療法・支援機器の配布等を支援している[173]。
サイトセイバーズ Sightsavers	視覚障害者の支援活動を行う国際 NGO。マラウイでは視覚障害者のための眼科検診、医師の研修の他にも障害のある就学前児童のインクルーシブ教育、障害者の技術教育等を支援している[174]。
CBM（Christian Blind Mission）	障害のある人々の生活の質向上を使命とする国際 NGO。特に視覚障害を中心とした医療・教育・社会参加支援を世界各地で行う。マラウイでは眼科医療や障害児の権利・社会参加促進の活動を実施。2023 年のサイクロン・フレディの被害に対し、緊急支援に加えて障害者への特別な支援（支援機器・リハビリなど）を実施した

[170] https://gdi-hub.com/organisations/ef9dce14-502c-470d-9a75-c62fb206b4ee（参照 2026-2-28）
[171] https://rodra.co.za/malawi（参照 2026-2-28）
[172] 同上
[173] 政府報告、https://mwnation.com/map-reflects-on-its-battle-against-disabilities/ (参照 2026-2-20)
https://www.facebook.com/mapmw/posts/at-malawi-against-physical-disabilities-map-we-are-dedicated-to-improving-the-qu/783480467344281/（参照 2026-2-28）
[174] https://www.sightsavers.org/where-we-work/malawi/#what-we%E2%80%99re-doing-in-malawi（参照 2026-2-28）

	[175]。
500 マイルズ（500 Miles）	マラウイとザンビアで義肢装具サービスの開発と提供を支援する英国の慈善団体。リロングウェ及びムズズに 2 つの義肢装具センターを設立し、義肢装具サービスやリハビリテーションサービスを提供した。両センターの運営は保健省及び病院に移譲したが、義肢装具に関する支援を引き続き提供している[176]。
アンダー・ザ・セイム・サン Under the Same Sun	アルビニズムの人々に対する差別と暴力の廃絶、社会への包摂と参加の促進を支援するために、アドボカシー活動と教育活動を実施する国際団体[177]。アフリカに重点を置いており、2020 年にマラウイのアルビニズムの人々に関する現状についてパラレルレポートを提出した[178]。

[175] https://www.cbm.org/our-work/what-we-do/humanitarian-action/humanitarian-response-in-Malawi.html（参照 2026-2-28）
[176] https://www.500miles.co.uk/（参照 2026-2-28）
[177] https://www.underthesamesun.com/（参照 2026-2-28）
[178] Africa Albinism Network (AAN) and the Association of Persons with Albinism in Malawi (APAM) (2023) *A joint submission by the Africa Albinism Network and the Association of Persons with Albinism in Malawi (APAM) to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities on the situation of persons with albinism in Malawi*

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

①　保健医療サービスへのアクセス

障害者が保健医療サービスを利用する際の主な障壁として、交通手段・アクセスの困難、サービス・施設の不足、費用負担が指摘されている[179]。多くの障害者が医療施設までの距離・交通費負担で受診が困難となっている。医療サービスが地域ごとに偏在しており、特に地方部では十分な設備・薬剤・専門性が欠けている[180]。また、法律上は平等なアクセスが保障されているものの、実際には交通費や薬剤費等の負担が障害者の受診を妨げている[181]。特に多くの地方・農村では障害者が必要とする基本的な医療サービスへのアクセスが確保されていない。地方では、医療施設の物理的アクセスの不十分さに加えて、支援機器の不足、障害者のニーズに対応する訓練を受けた保健人材の不足が顕著となっている[182]。また、特に障害のある女性と女児[183]、知的障害者[184]にとって、保健医療サービスへのアクセスが著しく欠如していることが指摘されている。2023 年の時点で障害者を含む国全体をカバーする精神科医はわずか 2 名であり、精神医学を専門とする臨床医の不足は顕著である[185]。子どもの場合は、サービスやリハビリテーションセンターの不足により障害の早期発見や認識が適切に行われず、それにより複合的な障害の発生を招き、子どもが潜在能力を最大限に発揮することを妨げ、深刻なネグレクトにつながっている。政府はそのようなサービスの不足をドナー資金に依存しているが、NGO 等の支援が資金不足で継続できない例が生じている[186]。

②　医療機関での情報へのアクセシビリティ不足（手話通訳・情報アクセスなど）

医療機関でのコミュニケーションや情報の入手に必要な手話通訳等のアクセスが不足していることが指摘されている。保健サービスに関する情報のデジタル化が進んでいるものの、障害のある女性や女児にとってアクセス可能なものになっていない[187]。

③　性と生殖に関する保健サービスや妊産婦ケアのアクセス

妊産婦ケアや性と生殖に関する健康と権利において、コミュニケーション障壁、合理的配慮の欠如、否定的態度が大きな課題となっている。性と生殖に関する保健情報・教材・サービス

---

[179] J. A. K. Harrison, R. Thomson, H. T. Banda, G. B. Mbera, S. Gregorius, B. Stenberg & T. Marshall (2020) "Access to health care for people with disabilities in rural Malawi: what are the barriers?", *BMC Public Health* 20, 833. https://link.springer.com/article/10.1186/s12889-020-08691-9（参照 2026-2-22）

[180] J. A. K. Harrison, R. Thomson, H. T. Banda, G. B. Mbera, S. Gregorius, B. Stenberg & T. Marshall (2020)

[181] GDF (2025)

[182] J. A. K. Harrison, R. Thomson, H. T. Banda, G. B. Mbera, S. Gregorius, B. Stenberg & T. Marshall (2020)

[183] Disabled Women in Africa (DIWA) (2023) *Alternative Report Submitted to the Committee towards the Malawi's CRPD Review*

[184] Mark Mapemba (2023) *Review of the state report of Malawi: Self-advocate with intellectual disability*

[185] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023b)

[186] FEDOMA (2023) *Civil Society in Malawi Alternative Report to the United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities*

[187] DIWA (2023)

へのアクセスは十分に整備されておらず、差別や偏見、更に法律や政策上の課題があり、特に障害女性が排除されている。また多くの障害女性は、妊娠や出産、避妊へのアクセスなどの場面において差別を経験している[188]。

④　医療従事者による差別・虐待

アフリカ女性障害者団体（DIWA）の調査によると、女性の 18%が、障害女性であることを理由に医療従事者から否定的な態度を経験している。また、2014 年の別の調査では、障害のある女児の 39%、女性の 24%が、医療従事者から暴力や虐待を受けた経験があると報告している[189]。特に、障害女性が親になる能力や権利に対する否定的な固定観念に基づき、妊婦健診、出産、産後ケアの場面で不当な扱いを受けたとの報告がある。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

①　学校インフラの未整備

特別学校の数は少なく、多くのインクルーシブ教育校には障害者がアクセスするための学校インフラに重大な不足があることが指摘されている。多くの教室が依然としてアクセス不能であり、多くの学校ではアクセス可能なトイレや水・衛生施設が不足している。特に女児や障害児にとって不健康で排除的な環境となっている[190]。

②　インクルーシブ教育の推進における課題

通常学校での特別なニーズのある児童に対応するために、専門的な知識のある教員が地域を巡回して対応するが、担当する様々な学校やコミュニティの特別な教育的ニーズのある児童を訪問するための交通手段が不足している。専門教員自体の数の不足、一般学校の教員の知識の不足もインクルーシブ教育推進を阻害している[191]。

③　教材の未整備

障害者のニーズに合った教材が不足しており、オンライン授業やラジオ授業の未整備、デジタル教育政策における障害別の配慮の欠如が指摘されている[192]。

④　特別支援教育の訓練を受けた教員の不足及び教員による差別・虐待

多くのインクルーシブ教育校では専門教員は限定的であり、特別支援に関する教育を受けた一般教員も不足している。障害のある女子生徒は、教員や他の児童・生徒からの脅し・性的虐待・言葉の暴力・からかいにさらされやすく、その結果、高い中退率につながっている[193]。

[188] DIWA (2023)
[189] AAN and APAM (2023)
[190] DIWA (2023)
[191] UNICEF (2020)
[192] DIWA (2023)
[193] 同上

⑤　学校までの長距離通学

多くの場合、障害者は通学できる学校までの長距離通学を強いられることから、高額な通学費用の負担や高い中退率につながっている[194]。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

①　雇用機会が限定的

障害者は就労機会が不足しており、特にフォーマルな労働市場への参入障壁により搾取を受けやすい状況にある[195]。雇用率の低さの背景として、教育・技能開発資源の不均衡、雇用主の否定的態度や固定観念、差別、合理的配慮規定や雇用割当制度の欠如が挙げられている。また公的部門での積極的採用策が弱く、障害を負った公務員が早期退職を強いられる傾向も指摘されている[196]。例えば、障害者本人や関係者が働きたい、または働ける意欲があると判断できるにも関わらず、適切な支援・合理的配慮がないことが障壁になっている。また、障害者の就労に関する制度や支援があるケースでも、社会的偏見や構造的な制約（情報へのアクセス不足、職場の合理的配慮の欠如等）が実務上の障壁となっている[197]。

②　職業訓練へのアクセス

教育・訓練の提供が十分に整備されていないため、障害者が初等・中等教育から職業スキル訓練へ移行する支援が不十分であると指摘されている。訓練や教育段階で十分なスキルが身につかないと、フォーマルな雇用機会につながらない状況が続く結果となっている。就業可能な技能が不足することで、長期間の失業や、短期・低賃金の不安定な日雇い仕事に偏ると指摘されている。主な障壁として、適切な教員研修と技術教育機関の運営の不足、技術教育機関における社会福祉問題に対する適切な制度的支援の欠如、教育・学習用具・教材の不足、インフラと維持管理体制の欠陥などが挙げられている[198]。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

①　公共交通機関や公共施設のアクセシビリティの未整備

公共交通機関には乗降用スロープ、音声案内などのアクセシビリティ機能が乏しく、運行も安定していないため、障害者は利用困難である。多くの公共スペースには、スロープやアクセス可能なトイレなどの基本的な設備が不足している[199]。視覚障害者用ガイダンスが欠如しており、視覚障害者が公共エリアを安全かつ自立して移動することを支援する装置や機能がない。バス

[194] GDF (2025)
[195] 同上
[196] FEDOMA (2023)
[197] L. Wånggren, J. Remnant, S. Huque, L. Kachali, K. J. C. Sang & J. Ngwira (2022) "Disability policy and practice in Malawian employment and education", *Sociology of Health & Illness*, 45(6), 1354–1375. https://strathprints.strath.ac.uk/83357/1/W_nggren_etal_SHI_2022_Disability_policy_and_practice_in_Malawian_employment_and_education.pdf (参照 2026-2-20)
[198] UNESCO (2018)
[199] GDF (2025)

停や路線表示も不十分であり、障害者は他者に依存して移動情報を得る必要がある。また、公共交通機関はたとえアクセシブルであっても不規則で運行頻度が低いため、障害者にとって旅行計画を立てるのが困難である。交通機関の職員が障害者への配慮義務等の研修を受けていないため、障害者向けサービスの欠如や、職員による無神経な差別的扱いにつながっている[200]。

② 交通費の負担

交通費はしばしば非常に高く、特に低所得の障害者にとって大きな負担となる。さらに多くの場合、介助者と一緒に移動する必要があるため費用は倍増する[201]。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

① 情報アクセシビリティの未整備

点字・現地語・やさしい表現への翻訳不足や、手話通訳者の不足により、障害者は必要な情報へのアクセスが限られている。特に、新しい制度や支援機会に関する情報へ直接アクセスできず、二次的な伝聞に頼ることが多い[202]。

② 情報アクセスに関する権利の法制度の不備

情報アクセス政策（National Access to Information Policy）[203]は、すべての人が公的機関の保有する情報にアクセスする権利を有するとしているが、障害者については明確に言及していない。その結果、障害者の情報ニーズがどの程度満たされているかを監視する枠組みが存在せず、また情報提供方法に合理的配慮の枠組みがない[204]。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

① 教育に関する不均衡

初等教育及び中等教育前期において女児の就学率及び修了率は男児より高いものの、中等教育後期では早期結婚や思春期の妊娠率の高さにより、その修了率は男児を下回っている。マラウイでは、推定で女性の 38%が 18 歳未満で結婚しており、新生児の 30%が 10 代の母親から生まれている。これは学校修了率に劇的な影響を及ぼしており、出産後に学校に戻る若い母親は 10%に過ぎない[205]。こうした状況のなか、中等教育の継続において、障害はリスク要因となっている。障害のある女児は、障害のない女児に比べ、その学年に想定される年齢よりも年上となる学齢超過（overaged）となる可能性が高い。障害のない女児の 42%が学齢超過で

200 GDF (2025)
201 同上
202 同上
203 Government of Malawi (2014) *National Access to Information Policy*
204 GDF (2025)
205 UNICEF Eastern and Southern Africa Regional Office (2024) *The UN Joint Programme on Girls Education in Malawi.*

あるのに対し、障害のある女児では 57%が学齢超過となっている[206]。

② 障害のある女性と女児に対する搾取・暴力

障害のある女性や女児の搾取、暴力、虐待の多くの事例が報告されていない[207]。ジェンダーに基づく暴力と障害女性に関する全国的な研究は実施されておらず、障害女性の特定のニーズに確実に対応するためのデータはない[208]。女性障害者は保健サービス利用時に差別・偏見・不適切な対応を受けるという報告があり、性的・生殖健康サービス等で特に深刻な差別がみられると人権委員会（Malawi Human Rights Commission）が報告している[209]。また、障害女性やアルビニズムの女性を含む疎外された女性や女児は特に暴力の被害を受けやすいことが指摘されている[210]。

③ 情報・サービスの不均衡

マラウイでは妊産婦と乳児の死亡率の減少、リプロダクティブ・ヘルスの水準向上が報告されているが、障害のある女性と女児はその恩恵を得ていないと指摘されている[211]。医療サービスにおけるコミュニケーションの障壁、合理的な配慮の欠如、距離、否定的な態度は、産前産後のケアを必要とする障害女性が直面している主要な問題の一部であり、他のリプロダクティブ・ヘルスサービスや権利へのアクセスにおいても同様の課題に直面している[212]。

④ 経済・就労

障害女性の就労率は非常に低く、非正規・低賃金・無給の仕事に就く傾向があることが指摘されている[213]。

⑤ ソーシャルワーカー、シェルター等のサービスの不足

マラウイの社会的ケアシステムは、資格のあるソーシャルワーカーや医療従事者の不足、特に暴力や虐待を経験した障害者のためのケアを提供するためのシェルターや施設の不足など、改善の必要がある[214]。

---

[206] Program for Evidence to Inform Disability Action (n.d.) *Evidence Brief: Education and Disability in Malawi*.
[207] マラウイの NGO である「アフリカ女性障害者団体（DIWA）」によって実施された調査（2014）では、障害女性の 64.7%、障害のある女児の 56%が搾取、暴力、虐待を経験しているが、実際に報告したのは女性の 17.6%、女児の 22%に過ぎなかった。出所：Disabled Women in Africa (2014) *Exploitation, Violence and Abuse among women and girls with Disabilities*
[208] Disabled Women in Africa (DIWA) and Humanity & Inclusion (HI) (2020) *Joint Submission to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities:13th Pre-Sessional Working Group for the establishment of the List of Issues – Malawi (UNCRPD) First Cycle*
[209] https://times.mw/mhrc-report-exposes-heavy-discrimination/ （参照 2026-2-20）
[210] Ministry of Gender, Children, Disabilities and Social Welfare, Government of Malawi (2019) *Republic of Malawi National Review on the Beijing + 25: Twenty-fifth Anniversary of the Beijing Declaration and Platform for Action (1995)*
[211] DIWA and HI (2020)
[212] DIWA (2023)
[213] Commonwealth of Learning, Gender Equality (2024) *Climate Change and Persons with Disabilities Analysis*, https://oasis.col.org/server/api/core/bitstreams/3c8a1e5d-9ea1-4ef5-9abc-67758c891b52/content （参照 2026-2-20）
[214] Government of Malawi (2019)

6. 参考資料

Africa Albinism Network (AAN) and the Association of Persons with Albinism in Malawi (APAM) (2023) *A joint submission by the Africa Albinism Network and the Association of Persons with Albinism in Malawi (APAM) to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities on the situation of persons with albinism in Malawi*

Band, J. & Cox, K. (2020) *National Implementations of the Marrakesh Treaty By Countries That Have Ratified or Acceded to the Treaty,* Association of Research Library

Banks, L. M., Hunt, X., Kalua, K., Nindi, P., Zuurmond, M. & Shakespeare, T. (2022) "I might be lucky and go back to school: Factors affecting inclusion in education for children with disabilities in rural Malawi"*, African Journal of Disability*

Commonwealth Local Government Forum (2018) *The local government system in Malawi. CLGF.*

Disabled Women in Africa (DIWA) (2014) *Exploitation, Violence and Abuse among women and girls with Disabilities*

Disabled Women in Africa (DIWA) (2023) *Alternative Report Submitted to the Committee towards the Malawi's CRPD Review*

Disabled Women in Africa (DIWA) and Humanity & Inclusion (HI) (2020) *Joint Submission to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities:13th Pre-Sessional Working Group for the establishment of the List of Issues – Malawi (UNCRPD) First Cycle*

FEDOMA (2023) *Civil Society in Malawi Alternative Report to the United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities*

Fielder S, Mpezeni S, Benjamin L, Cary I (2013) "Physiotherapy in Malawi - a step in the right direction." *Malawi Medical Journal.* 25(3):83-5

Global Disability Fund (2025) *Situational Analysis on the Rights of Persons with Disabilities in Malawi*

Government of Malawi (2000) *Employment Act (Chapter 55:01)*

Government of Malawi (2010) *Child Care, Protection and Justice Act*

Government of Malawi (2012) *Disability Act (Act No. 10 of 2012; Chapter 33:06)*

Government of Malawi (2014) *Malawi Technical, Entrepreneurial and Vocational Education and Training Act (Commenced on 1 July 1999)*

Government of Malawi (2014) *National Access to Information Policy*

Government of Malawi (2018) *National Disability Mainstreaming Strategy and Implementation Plan (NDMS&IP) 2018-2023*

Government of Malawi (2017) *Health Sector Strategic Plan II 2017-2022 -Towards Universal Health Coverage-*

Government of Malawi (2017) *National Health Policy -Towards Universal Health Coverage-*

Government of Malawi (2019) *CRPD Combined initial and second periodic reports submitted by Malawi under article 35 of the Convention, due in 2016*

Government of Malawi (2020) *Malawi Vision 2063*

Government of Malawi (2021) *Malawi Vision 2063 First 10 Years Implementation Plan (MIP-1) 2021-2030*

Government of Malawi (2022) *Malawi 2022 Voluntary National Review Report For Sustainable Development Goals (SDGs)*

Government of Malawi (2023) *Disaster Risk Management Act*

Government of Malawi (2023) *Health Sector Strategic Plan III 2023-2030 -Reforming for Universal Health Coverage-*

Government of Malawi (2024) *Persons with Disabilities Act*

International Commission of Justice (2025) *An Opportune Moment: Realizing the Rights of Persons with Disabilities in Africa*

Lous, S. (2024) *Securing Disability Rights through Inclusive Social Protection in Malawi,* Center for Inclusive Policy

Mark Mapemba (2023) *Review of the state report of Malawi: Self-advocate with intellectual disability*

Ministry of Education, Government of Malawi (2020) *National Education Sector Investment Plan 2020 – 2030*

Ministry of Education, Government of Malawi (2023) *2023 Malawi Education Statistics Report*

Ministry of Education, Science and Technology, Government of Malawi (2016) *National Education Policy*

Ministry of Education, Science and Technology, Government of Malawi (2016) *National Strategy on Inclusive Education 2017-2021*

Ministry of Finance and Economic Affairs, Government of Malawi (2025) *National Social Protection Policy 2024-2029*

Ministry of Gender, Community Development and Social Welfare, Government of Malawi (2025) *National Disability Policy 2025*

Ministry of Gender, Children, Disabilities and Social Welfare, Government of Malawi (2019) *Republic of Malawi National Review on the Beijing + 25: Twenty-fifth Anniversary of the Beijing Declaration and Platform for Action (1995)*

Ministry of Health, Government of Malawi (2020) *National Medical Rehabilitation Policy*

Ministry of Persons with Disabilities and the Elderly, Government of Malawi (2006) *National Policy on Equalisation of Opportunities for Persons with Disabilities*

Munthali, A. C. (2011) *Situation Analysis of Persons with Disabilities in Malawi*

National Statistical Office, Government of Malawi (2019) *2018 Malawi Population and Housing,*

Census -Main Repot-

National Statistical Office, Government of Malawi (2020) *2018 Malawi Population and Housing, Census -Disability Report 2018-*

TEVETA, Government of Malawi (2024) *Strategic Plan 2024-2030*

UN CEDAW (2023) *Concluding observations on the eighth periodic report of Malawi*

UN Committee on the Rights of the Child (2022) *Concluding observations on the combined third to fifth periodic reports of Malawi*

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023a) *Concluding observations on the combined initial and second periodic reports of Malawi*

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023b) *Replies of Malawi to the list of issues in relation to its combined initial and second reports*

UNESCO (2018) *Policy Brief -Making Technical and Vocational Training Work for Women and Vulnerable Students in Malawi: Improving Access and Success-*

UNICEF (2019) *2018/2019 Education Budget Brief: Towards Improved Education for all in Malawi*

UNICEF（2020） *A Situation Analysis of Children with Disabilities in Malawi*

UNICEF (2025) *Disability Budget Brief Malawi 2025/26*

Wånggren, L., Remnant, J., Huque, S., Kachali, L., Sang, K. J. C. & Ngwira, J. (2022) "Disability policy and practice in Malawian employment and education", *Sociology of Health & Illness,* 45(6), 1354–1375

JICA（2021)『国別障害関連情報報告書：マラウイ共和国』

JICA（2025)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

＜ウェブ情報＞

内閣府 (2013-2019)『障害者白書』 https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2026-2-20）

ILO (2016) *Social Protection in Malawi: Assessment Based National Dialogue Brief*, https://www.ilo.org/africa/information-resources/publications/WCMS_493330/lang--en/index.htm（参照 2026-2-20）

Harrison, J. A. K., Thomson, R., Banda, H. T., Mbera, G. B., Gregorius, S., Stenberg, B. & Marshall, T. (2020) "Access to health care for people with disabilities in rural Malawi: what are the barriers?" *BMC Public Health* 20, 833. https://link.springer.com/article/10.1186/s12889-020-08691-9（参照 2026-2-20）

Nyasa Times (2024) "Malawi govt offers scholarship to persons with disability; TEVETA to give vocational training." https://www.nyasatimes.com/malawi-govt-offers-scholarship-to-

persons-with-disability-teveta-to-give-vocational-training/(参照 2026-2-20)
UNESCO Global Education Monitoring Report. (n.d.). *Malawi: Inclusion. Education Profiles*. https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/malawi/~inclusion （参照 2026-2-20）